

第18 遠軽地区広域組合消防計画書（抜粋）

第2章 組織計画

災害に対処するための組織等に関する計画は、本計画による。

第1節 組織及び事務分掌

火災等の災害に対処するための組織及び事務分掌に関する計画は、次のとおりとする。

1 平常時

- (1) 消防組織法第10条第2項に定めるところにより、消防本部の組織については規則、消防署の組織については消防長が別に定めるものとする。
- (2) 消防組織法第18条第2項に定めるところにより、消防団の組織については規則で定めるものとする。

2 非常時

(1) 警防本部

ア 設置基準

警防活動を統括するため、必要に応じ消防本部又は代替拠点となる施設に警防本部を設置するものとし、設置基準は次のとおりとする。

(ア) 火災

大規模火災が発生したとき、又は発生するおそれがあり、警防要員の増強が必要となったとき。

(イ) 風雪水害等自然災害

水防法第16条に定める水防警報が発せられたとき、又は気象業務法第2条第7項に定める気象警報若しくは同法13条の2に定める特別警報が発表された場合で、降水量、降雪量が著しく、暴風、暴風雪等の異常な気象現象により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。暴風雪により多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき、又は多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。

(ウ) 地震

震度5弱以上の地震を覚知したとき。

震度4以下の場合には消防長が必要と判断したとき。

(エ) 救助救急事故

救助救急事故現場から、大規模な救助救急事故であるとの報告で救助救急要員等の応援要請があった場合。

(オ) 組合構成町に災害対策本部が設置されたとき。

(カ) その他（特異事案）

その他、消防長が、特に必要と認めたとき。

第3章 消防力等の整備計画

第5節 人員、施設及び資機材の整備点検

人員、機械、庁舎、水利、通信等の施設及び資機材の整備点検はこの節によることを基本とし、点検の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

1 人員

点検は、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号。以下同じ。）に基づき、次のとおり実施する。

(1) 日常点検

日常点検は、原則として、勤務交代時に行う。

(2) 通常点検（署長・出張所長点検）

通常点検は、毎月1回以上行う。

(3) 特別点検（管理者・消防長点検）

特別点検は、毎年1回以上行う。

(4) 現場点検

現場点検は、災害の防ぎよ、その他の作業が終了したとき、その現場等において、その都度行う。

2 施設等

(1) 消防車両及び資機材

ア 日常点検

日常点検は、毎日1回以上、原則として勤務交代時に行い、各操作部分の作動状況及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下同じ。）第47条に定める点検を行う。

イ 定期点検

定期点検は、次の区分により

区分	時期	内容
月例点検 毎週点検	毎月1回 毎週1回	車両の下廻りや外観部分の清掃、整備点検を行う。 ポンプの吸放水装置その他操作に必要な箇所の整備点検及び積載品の確認、点検を行う。
法令点検	3ヶ月点検 6ヶ月点検 12ヶ月点検	道路運送車両法第48条に基づく整備点検を行う。
	自動車検査	道路運送車両法第62条に基づく継続検査を行う。
その他点検	適宜	各車両及び車両装備の整備点検を行う。 必要により業者発注のうえ実施する。

ウ 使用後点検

使用後、使用した箇所及び積載備品等については、必ず点検を行い、不備な箇所は速やかに整備を行う。

エ 消防活動後等の点検

消防活動等の終了後は、機械器具等の現場点検を行い、不備な箇所は速やかに整備を行う。

(2) 庁舎等

庁舎及び設備等の整備点検（業者委託）は、次のとおりとする。

ア 庁舎

庁舎の清掃業務

イ 電気設備

電気設備、冷暖房設備、非常電源設備、消防設備及びその他電気設備

(3) 通信施設

通信施設（高機能消防指令システム、無線設備）の管理及び保全のための整備点検は、次のとおりとする。

ア 日常点検

日常点検は、原則として、勤務交代時に行う。

イ 定期点検

定期点検は、毎月又は定期的に行う。

ウ 臨時・特別点検

臨時・特別点検は、必要があるときに行う。

エ 業者委託点検

業者委託点検は、外部の専門業者に委託して、定期（年1回以上）又は臨時に行う。

第5章 教育訓練計画

消防職・団員の資質の向上を図るための教育訓練計画は、本計画による。

第1節 研修・教育

研修・教育は、消防職・団員の現在及び将来における職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるものとし、すべての者に公平にその機会を与えるように企画し、その計画に基づき実施する。研修・教育の種別は、次のとおりである。

1 入校入所研修

入校入所研修は、消防大学校、北海道消防学校及び北海道市町村職員研修所その他の研修機関の施設に入校入所して行う研修及び教育等をいう。

2 講習会研修

講習会研修は、専門的知識及び技能等を習得させるため、消防長会、消防協会その他の関が開催する講習会等における研修をいう。

3 資格取得研修

資格取得研修は、職員が職務遂行上必要な免許等を取得するための研修で、入校入所研修及び講習会研修以外のものをいう。

4 特殊研修

特殊研修は、職務遂行上必要な特殊技能習得のため、職員を他の行政機関及び事業所等に派遣して行う研修をいう。

5 職場研修

職場研修は、所属職員に職務遂行に必要な知識技能を習得させ、職員の資質の向上を図るため、所属において行う研修をいう。

6 専門研修

専門研修は、消防本部の各課及び消防署において所管する専門分野の業務について、その業務を担当する職員に対して行う研修をいう。

7 自己研鑽

自己研鑽は、自ら資質の向上を図るため、個人又はグループ等で行う研修で、庁舎施設を利用して行うものをいう。

8 特別研修

特別研修は、上記の研修以外の研修で、消防長が特にその必要を認めて行う研修をいう。

第2節 訓練

訓練は、職員の職務遂行に必要な知識の習得及び技術を向上させ、有事に際して有効的確な警防活動を図るために行うものとし、消防訓練礼式の基準、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）、消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）及び関係規程に基づいて行う。なお、訓練の実施に当たっては、安全管理に関する諸規定を遵守するものとする。

1 基本訓練

基本訓練は、訓練礼式、消防操法及び器具操法とし、職・団員に諸制式を習熟させ、基本的な操法を十分に習得させるとともに、消防活動の万全を図るために行う。

2 出動訓練

出動訓練は、定時出動訓練及び不時出動訓練とする。定時出動訓練は訓練計画に基づき、不時出動訓練は不時に行い、出動準備の迅速確実を図るとともに、消防車両等の調整並びに資機材及び着装の点検を行う。

3 操縦訓練

操縦訓練は、消防自動車等の操縦技術の向上を図るとともに、地理水利の周知徹底及び災害危険区域等を把握するために行う。

4 放水訓練

放水訓練は、放水活動に必要な知識を習得させ、放水技術（吸水操作及び機関運用等）の迅速確実を図るとともに、中継体形等の連携活動を円滑にするために

行う。

5 救急訓練

救急訓練は、救急活動において必要な知識を習得させ、救急処置技術の向上及び迅速確実を図るために行う。

6 救助訓練

救助訓練は、救助活動に必要な知識（消防対象物の活用及び消防救助操法等）を習得させ、救助技術の迅速確実を図るために行う。

7 通信訓練

通信訓練は、消防通信の運用において必要な知識を習得させ、通信機器の取扱いを熟知し通信運用の迅速確実を図るために行う。

8 図上訓練

図上訓練は、各種災害事案を想定し、職員に防ぎよ要領等を習熟させるとともに、事前命令の周知徹底を図るために行う。

9 総合訓練

総合訓練は、各種訓練を総合的に実施し、有効的確な火災防ぎよ能力の向上を図るために行う。また、他の関係機関と合同して行う総合訓練についても積極的に参加する。

第3節 惨事ストレス対策

惨事ストレスが危惧される大規模災害や特殊災害等が発生した場合は、職員に対し必要な対策を講ずるものとする。

1 事前教育

署長又は出張所長は、惨事ストレス対策の正しい理解及びストレスが心身に与える影響等について、職員一人ひとりに周知させるために組織的に啓発に取り組むものとし、次に掲げるような活動に従事した場合には惨事ストレス対策に努めるものとする。

- (1) 子供や母子の死亡等悲惨な現場での活動
- (2) 著しい身体の損傷等凄惨な現場での活動
- (3) 多数の死傷者が発生した現場での活動
- (4) 非常に危険又は不安定な状況下での活動
- (5) 状況が極めて不明確な現場での活動
- (6) 極寒、炎熱、暴風、豪雪、異臭等の状況下での長期間活動
- (7) 同僚や知人の死亡等衝撃的な現場での活動

2 職員の責務

職員は、惨事ストレスの発生要因等を正しく理解するとともに、自らの健康維持に積極的に努めなければならない。

3 ストレス対策

消防長は、職員に惨事ストレス対策の必要性を理解させ、次に掲げる対策を推進するものとする。

- (1) 惨事ストレス教育対策
- (2) 現場活動対策
- (3) デフュージング対策
 - ・災害等の外傷的出来事の直後に行う、ストレス反応の緩和を目的とする小集団の話し合い。
- (4) デブリーフィング対策
 - ・惨事ストレスを緩和するため、構造化された方法により行う二次グループミーティング。
- (5) PTSD対策
- (6) その他惨事ストレス解消のための必要な対策

4 専門機関等

職員の惨事ストレス対策において、医療上のカウンセリングが必要な場合は、次に定める。専門機関に委ねるものとする。

- (1) 緊急時メンタルサポートチーム

- (2) その他消防長が指定する専門機関
- 5 消防団員に対する惨事ストレス対策
大規模災害や特殊災害等に出動した消防団員に惨事ストレスが危惧される場合は、職員に準じた対策を実施するものとする。
- 6 この計画に定めるもののほか、惨事ストレス対策に必要な事項は、消防長が別に定める。

第6章 災害予防計画

災害を未然に防止し、又は災害による被害を最小限に止めるための災害予防計画は、本計画による。

第1節 火災予防指導

火災予防指導は、消防機関はもとより、地域住民による自主的予防体制を確立して万全を期する必要があることから、それぞれの防火対象物に応じた適切な予防査察及び指導を行うとともに、各講習等を通じて火災予防の啓発を図るものとする。

1 防火対象物等の関係者

(1) 管理権原者等

防火対象物及び消防対象物の管理について権原を有する者又は関係者に対して、自主防災の徹底を図るため、研修会等を通じて火災予防の指導を行う。

(2) 防火（防災）管理者

ア 防火（防災）管理者講習

消防法（昭和23年法律第186号。以下同じ。）第8条第1項に定め甲種・乙種防火管理者の資格を取得する講習及び消防法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項の政令で定める防災管理者の資格を取得する講習（消防法施行規則第2条の3第1項後段に定める再講習を含む。）の開催に協力し、火災予防の指導、啓発を図る。

2 危険物取扱者等

(1) 危険物取扱者

ア 危険物取扱者試験準備講習会

危険物取扱者試験準備講習会危険物取扱者を養成するため、関係機関と連携し、危険物取扱者試験準備講習会の開催に協力し、火災予防の啓発を図る。

イ 危険物取扱者保安講習

危険物取扱者保安講習北海道及び関係機関と連携し、消防法第13条の23に定める製造所等において、危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者を対象とした危険物の保安に関する講習会の開催に協力し、火災予防の啓発を図る。

(2) 消防設備士

ア 消防設備士講習

北海道及び関係機関と連携し、消防法第17条の10に定める防火対象物において、工事整備対象設備等の工事及び整備に従事する消防設備士を対象とした講習の開催に協力し、火災予防の啓発を図る。

3 各種関係団体

それぞれの関係団体に応じた育成指導を行うとともに、火災予防の啓発を行う。

(1) 遠軽地区防火管理者連絡協議会

遠軽地区防火管理者連絡協議会と連携して、防火に対する指導育成を行うとともに、火災予防を啓発する。

(2) 遠軽地区危険物安全協会

遠軽地区危険物安全協会事業を活用して、火災予防を啓発する。

(3) 遠軽地区少年婦人防火委員会

遠軽地区少年婦人防火委員会事業を活用して、火災予防を啓発する。

(4) その他防災関係機関

防災活動を通じて火災予防を啓発する。

- 4 消防車両による巡回等
消防車両による巡回警戒を行い、安全安心まちづくりを推進する。
- 5 その他
住民に対して消火訓練、防火教室等を行い、防火思想の普及に努める。

第2節 火災予防査察

消防法第4条及び第16条の5の定めによる火災予防査察は、消防対象物、危険物製造所等その他関係ある場所に立ち入り、これらの場所の位置、構造、設備及び管理の状況等について検査するとともに、不備欠陥のあるものには、必要な措置を講ずる。

- 1 対象物の指定
消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物とする。
- 2 査察等の区分
査察を行う対象物の区分、範囲及び査察周期について必要な事項は別に定める。

第3節 風雪水害等の予防指導

風雪水害等の予防指導は、風雪水害等により被害が事前に想定できるもの又は被害発生の予想ができる危険区域等について、各町と緊密な連絡を行い、必要に応じて予防指導を行うとともに、風雪水害等が発生した場合に被害を最小限に食い止めるため、住民に対して防災訓練等を通じ、自主防災意識の高揚を図る。

- 1 災害危険箇所等の把握
 - (1) 土砂災害警戒区域（急傾斜地）
 - (2) 河川越水箇所
 - (3) 樋門箇所
 - (4) 道路冠水箇所
 - (5) 道路アンダーパス
- 2 その他
住民に対し、防火訓練等を通じて指導する項目は、次のとおりとする。
 - (1) 災害から身を守る方法
 - ア 風水害
 - (ア) 強風から身を守る
 - (イ) 浸水から身を守る
 - (ウ) 土砂災害から身を守る
 - イ 暴風雪
 - (ア) 不要不急の外出を控える。
 - (イ) 車が立ち往生した場合の対策
 - ・一酸化炭素中毒の回避
 - ・低体温の予防
 - ウ 地震
 - (ア) 揺れる災害から身を守る
 - (イ) 二次災害から身を守る
 - (ウ) 地割れから身を守る
 - (2) 災害に備える方法
 - ア 地域での取り組み
 - イ 家族で話し合う
 - ウ 災害に備えて準備するもの
 - (ア) 風水害への備え
 - (イ) 暴風雪への備え
 - (ウ) 地震への備え
 - エ ボランティアの重要性

第4節 応急手当の啓発活動

応急手当の啓発活動は、住民に対し、災害により生じた事故等による傷病に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及を行い、救命率の向上を図る。

1 講習

住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に必要な講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項は、別に定める。

2 普及啓発活動

住民に対する応急手当の啓発活動は、広報誌への掲載及び諸行事等を通じて効果的に行うとともに、他の関係機関との連携を図る。

第5節 広報活動

災害を未然に防止するための広報活動は、災害の多発時期及び火災予防運動期間等において、各町、報道機関及び関係団体等の広報媒体を通じて行う。

1 町広報紙の活用

毎月発行される各町広報紙を活用して、全国火災予防運動及び防災週間等に呼応し、災害予防に関する広報を行う。

2 報道機関への協力要請

報道機関に、消防に関する現勢及び訓練等に関する情報を提供し、広報を行う。

3 関係団体等への協力要請

遠軽地区防火管理者連絡協議会・遠軽地区危険物安全協会・遠軽地区少年婦人防火委員会等の事業又は活動を啓発するとともに、協力を得て、災害予防の広報を行う。

4 その他

各町等が行う行事等に、必要に応じて、職員の派遣及び資料等の提供をし、災害予防に関する広報を行う

第7章 警報発令伝達計画

異常気象時における災害を未然に防止するための警報等発令伝達計画は、本計画による。

第1節 火災警報

消防法第22条の火災に関する警報の取扱い並びに警報発令等の伝達及び周知方法等は、次のとおりとする。

1 火災気象通報及び火災警報発令の基準

(1) 火災に関する気象の通報

消防法第22条の定めにより、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、網走地方気象台は北海道知事に対し火災気象通報を行い、通報を受けた北海道知事はオホーツク総合振興局管内の市町村長に対しこれを通報するものである。

ア 火災気象通報の基準

網走地方気象台は、実効湿度60%以下で最小湿度30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合に北海道知事に対し通報が行われる。

ただし、観測地が特有の気象状況にある場合は、通報基準の目安を次のとおりとする。

(ア) 紋別小向(アメダス)の観測地は、西から北西の風においては15m/s。

(イ) 雄武特別地域気象観測所の観測値は、西南西の風においては15m/s。

※上記通報基準の平均風速は陸上を対象とした予測である。

※平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 火災に関する警報

消防法第22条第3項の定めにより各町長が北海道知事から火災気象通報を受けたとき又は各町における気象状況が火災の予防上危険であると各町長が認めるときは、各町長が火災警報を発することができるものである。

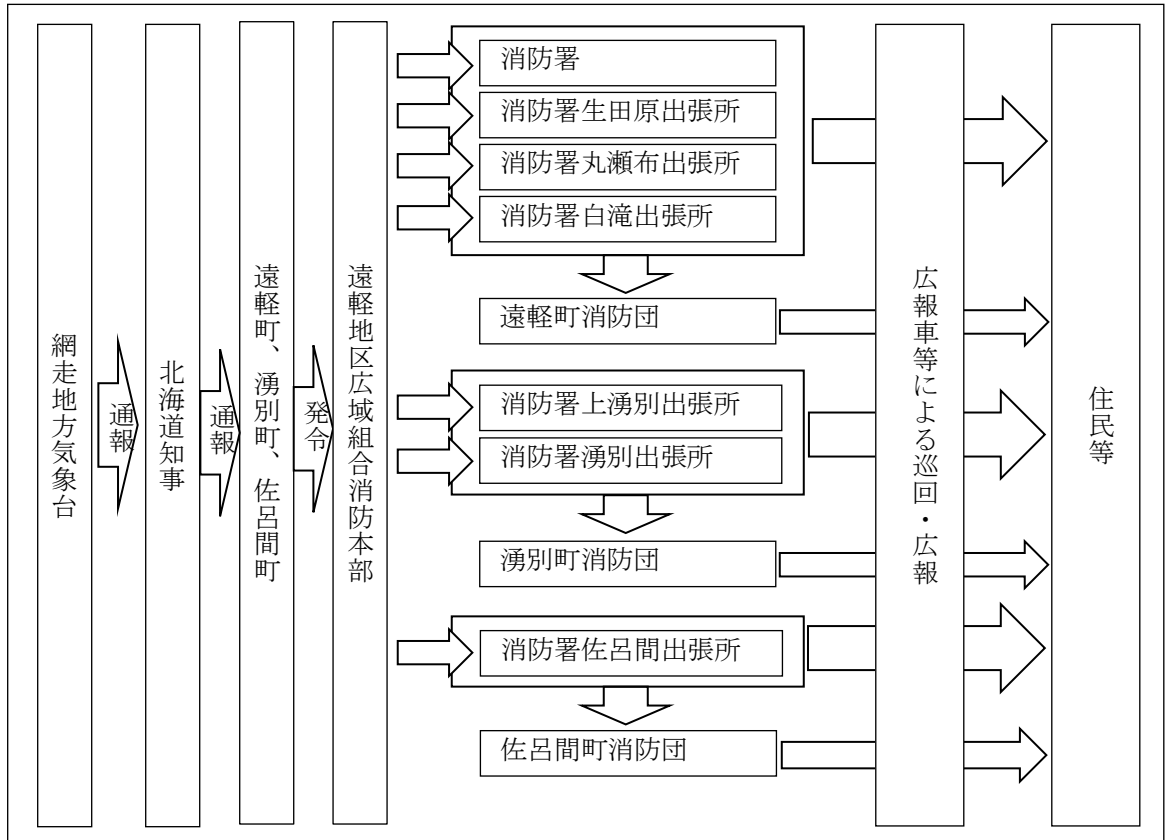
ア 火災警報の基準

実効湿度66%以下にして最小湿度40%以下となり、かつ最大風速が14m/s以上で、火災予防上危険であると認めるとき。

2 火災警報の伝達及び周知方法等

各町から発令された火災警報の伝達は、有線通信機器又は無線通信機器で行い、住民等への周知方法等は、次のとおり巡回、広報等によるものとする。

3 火災警報伝達系統図



4 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

火災に関する警報が発せられた場合は、火の使用の制限について必要な措置を行う。

5 火災警報の解除

火災警報の解除の周知は、必要に応じ巡回広報等で行う。

第2節 その他の警報等の伝達及び周知、火の使用の制限

その他の警報等の伝達及び周知は、次のとおりとする。

- 1 大雨、洪水、大雪、暴風雪に伴う警報、特別警報の発表を受けた場合は、課長及び署長に連絡を行うとともに、通信指令装置によるメール一斉送信機能を活用し、消防職・団員に対して情報の伝達を行う。
- 2 各町に各警報が発表された場合は、各町地域防災計画に定めるところにより必要な措置を行う。

第8章 情報計画

災害情報の収集、報告、通報及び記録についての情報計画は、本計画による。

第1節 災害情報の収集

災害情報の収集は、第2章第2節の組織及び事務分掌の定めによるほか、災害現場においては署長又は出張所長がその責にあたる。

なお、その災害の種別、状況及び規模により必要な情報収集を行うものとし、各課長は、主管業務に関して必要な事項の情報収集を行う。

第2節 災害情報の報告及び連絡

収集した災害情報の報告及び連絡等は、あらかじめ示された連絡手順に基づき実施するものとする。ただし、調査報告をしない災害の場合は、実情に応じて行う。

※参考

- 1 火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）
- 2 災害時連絡先（役場関係）
- 3 交通事故・油漏れ災害時連絡先
- 4 林野火災速報について（平成3年3月29日林野庁造林保全課長）
- 5 雪害対応マニュアル（平成25年12月1日施行）
- 6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領
- 7 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領
- 8 道北ドクターヘリ離着陸時連絡系統図
- 9 各町災害担当者連絡要領
- 10 遠軽地区広域組合警防規程（平成29年9月8日訓令第3号）
- 11 遠軽地区広域組合消防通信規程（平成25年4月1日訓令第5号）
- 12 遠軽地区広域組合予防・危険物事務処理規程（平成7年3月31日訓令第1号）

第3節 災害情報の広報

1 広報総括者

- (1) 消防本部に広報総括者を置き、次長をもってあてる。
- (2) 広報総括者は、消防情報を適正に管理するとともに、各所属間の調整を図り、広報の一元化に努めることにより、消防広報に関する事案を総括するものとする。

2 広報責任者

- (1) 消防本部及び消防署に広報責任者を置き、消防本部にあっては総務課長、消防署にあっては消防署長をもってあてる。
- (2) 災害発生に伴う報道機関等に対する電話対応については、消防署長又は消防署長が指名する者をもってこれにあてる。ただし、消防署が災害対応中である場合又は警防本部設置時における電話対応は、総務課長又は総務課長が指名する者をもってこれにあてる。

3 安否情報の提供について

- (1) 災害による安否情報の提供については、次の事項に留意する。
 - ア 発表にあたっては、守秘義務の規定を遵守し、関係者のプライバシーの保護に配慮するとともに、条例に基づき客観的事実を必要最小限度の範囲とする。
 - イ 安否情報の発表には捜査情報、個人情報、プライバシー、被災者家族の心情に十分配慮し、必要最小限度の範囲とする。
 - ウ 発表内容は、常に一貫性と発表内容の信頼性を保ち、災害にかかる情報を取りまとめ災害の実態を発表する。

4 災害現場における報道機関に対する広報

- (1) 災害現場において災害状況等を報道機関等に対して広報する者は、次のとおりとし、発表内容の統一を図る。
 - ア 現場最高指揮者及び最高指揮者が指定した者。
 - イ 危険物の漏洩事故等特異なものにあっては、予防課長とする。

5 災害現場における住民等に対する広報

- (1) 災害現場における住民等に対する広報は、次のとおりとする。
 - ア 災害状況等の広報にあたっては、消防機関の活動状況も併せて広報し、住民の消防機関に対する認識の向上に努める。
 - イ 災害現場において次に掲げる広報が必要な場合は、現場最高責任者又は最高指揮者の責任において広報を行うものとする。
 - (ア) 現場活動上必要な情報の早期収集のため、関係者や現場付近の住民等に

対し、協力を求めるための広報を行うとき。

(イ) ガス、危険物の漏洩事故等の関係者及び住民に対し、早期に避難又は警戒等を促すための広報を行うとき。

(ウ) その他緊急に広報を行う必要があるとき。

(2) 前記(ア)から(ウ)に該当する広報を行った者は、広報の統一を図るため、広報終了後、速やかに前記1及び2に定める広報責任者に報告しなければならない。

第9章 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するための火災警防計画は、本計画による。

第1節 非常招集

火災が発生した場合又は二次災害のおそれがある場合において、緊急に警防要員等を増強する必要があると認めるとき、現に勤務している職員以外の職員及び団員を招集する計画は、次のとおりとする。

1 非常招集

職員の非常招集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じ、別表第4（資料編）の非常招集区分（火災）により行う。団員の非常招集は、火災の種類又は規模に応じて、火災発生地区の分団又は火災の延焼拡大の危険度により隣接分団を順次招集する。

2 非常招集の伝達

非常招集の伝達は、消防長から命令を受けた署長又は出張所長（招集執行者）が行うものとし、署長又は出張所長（招集執行者）は通信施設を活用して職員及び団員に対し迅速に伝達する。

3 応招の報告

非常招集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応招し、その旨を報告しなければならない

4 その他

職員は、通信の途絶等を理由として非常招集の伝達によることなく勤務地における火災の発生を覚知したときは、自発参集する。

(1) 参集場所は、非常招集区分にかかわらず勤務署所とする。

(2) 参集方法は、通常の勤務方法とする。

第2節 出動

出動は、火災等における迅速的確な警防活動を実施するため、災害発生場所、規模及び対象物等により、あらかじめ定めた火災等出動計画に基づく出動とし、出動計画は別に定める。

第3節 警戒

警戒は、気象状況等により火災が発生するおそれがあるとき又は火災が発生した場合著しく混乱を招き人命の危険が予想されるときは、必要に応じて行うとともに、消防隊の迅速な出動体制及び巡回警戒により災害の未然防止を図る。

1 警戒

火災警報発令時において、火災が発生した場合、大規模な火災となるおそれ又は人命の危険が大と予想される危険区域及び特殊地域等を巡回警戒し、予防広報及び火の使用の制限を併せて行い、災害の未然防止を図る。

2 特別警戒

特別警戒は、火災の発生するおそれ又は発生した場合に災害の拡大若しくは人命の危険が予想される火災多発期（4月20日～4月30日及び10月15日～10月31日）で火災の発生するおそれのあるとき又は、発生した場合に災害の拡大若しくは人命の危険が予想されるとき、年末年始（12月10日～12月31日）及びその他行事等で警戒が必要なときに実施し、災害の未然防止を図る。

第4節 通信

通信は、火災、救急、その他の災害（以下「災害」という。）について、その消防通信機能を十分に発揮させ、消防業務の効果的かつ効率的な運用を図る。

1 災害通報

119番通報その他の手段により災害を覚知したときは、通信指令装置の機能を最大限活用し、災害の種別、場所、規模、傷病者の状況その他必要な事項を、迅速かつ的確に把握する。

2 出動指令

災害内容に応じた適切な消防部隊等を出動計画に基づいた自動出動指令装置による自動編成又は手動により編成し、出動指令をする。

3 現場報告

出動隊は、出動途上及び現場到着時の災害状況、活動内容、増隊の要否等を消防指令センターに速やかに報告する。

4 支援情報連絡

災害に関する情報を収集したとき、出動隊へ連絡するとともに関係機関に連絡する。

5 消防無線

基地局・移動局等の無線局は、常に最良の状態を維持し、適正な無線運用を図る。

6 通信指令装置

通信指令装置は常に点検し、故障、障害等を未然に防ぐとともに、通信指令業務に必要なデータを最新の状態に保ち、最大の効果が発揮できるよう維持する。

7 非常招集

災害通報が輻そうし、通信指令業務に支障があるとき、又は予測されるときは非常招集計画に基づき通信指令員の増員を行い、通信指令業務を確実に遂行する。

第5節 火災防ぎょ

火災防ぎょは、火災が発生した場合、地理水利及び建物等の関係で延焼の拡大、又は人命の危険が予想される危険区域、若しくは潜在危険のある建物、危険物、放射性物質及び林野、車両等に対する防ぎょ計画等を策定するとともに、迅速的確な防ぎょ活動を行う。

1 防ぎょ計画策定上の指針

防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づき、各種消防事象を綿密周到に検討して、消防力等に応じた計画を樹立するものとし、策定にあたっての留意点は、次のとおりとする。

- (1) 防ぎょ上の必要な消防力の警防要員数及び出動台数
- (2) 各隊の到着時分及び部署する予定水利
- (3) 人命検索及び救助の計画
- (4) 各隊の進入方法及び防ぎょ担当方面
- (5) 延焼防止のための消防力を集中する場所
- (6) 破壊消防を行う場合の破壊箇所とその方法
- (7) 飛火警戒の方法
- (8) 強風下における防ぎょ体制
- (9) 避難誘導及び避難予定地
- (10) 断滅水時、通行止時及び多発時の場合の対処方法
- (11) 特殊事情等に対処する方法

2 防ぎょ計画

(1) 危険区域防ぎょ計画

危険区域防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づく調査により、指定した危険区域における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(2) 特殊建物防ぎょ計画

特殊建物防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づく調査により、指定した特殊建物における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(3) 放射性物質防ぎょ計画

放射性物質防ぎょ計画は、人体に与える影響（危険）が大きい放射能物質の貯蔵・使用場所の確認、汚染による被害を軽減するため、その施設等における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。策定にあたっては、放射能物質の特殊性に鑑み、関係者と防ぎょ方法等について綿密に打合せを行い、危険排除に十分留意するとともに、二次災害の防災対策の万全を期すること。

(4) 林野火災防ぎょ計画

林野火災防ぎょ計画は、気象、地形による風の影響及び出火場所等による防ぎょ活動の困難性から大規模な火災となるおそれがあり、組織計画に基づく部隊編成等を十分考慮するとともに、林野における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(5) 車両等火災防ぎょ計画

車両等火災防ぎょ計画は、旅客等を輸送する列車及び特殊車両等を対象に、災害の発生するおそれのあるものにおける防ぎょ活動を円滑に行うために策定するとともに、併せて、トンネル内における火災に99についても策定する。

(6) その他の防ぎょ計画

立体駐車場、変電所等の特異性から、特に、防ぎょ計画の必要とするものにおける防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

3 水利統制計画

水利統制計画は、第4章の調査計画の調査結果による消防水利の実態から、水利統制をする必要がある区域に対して、事前に水利統制計画を策定する。

第10章 風雪水害等警防計画

風雪水害等警防計画は、他の法令及び地域防災計画及び水防計画等によるほか、本計画による。

第1節 非常招集

災害の発生するおそれのあるとき又は発生した場合に応急対策若しくは災害を防止又は軽減するため、現に勤務している職員以外の職員及び団員を招集する計画は、次のとおりとする。

1 非常招集

職員の非常招集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じ、別表第4（資料編）の非常招集区分（風雪水害等自然災害）により行う。団員の非常招集は、9水防を管理する各町長の判断で、災害の規模に応じて、災害発生地区の分団又は被害拡大の危険度により隣接分団を順次招集する。

2 非常招集の伝達

非常招集の伝達は、消防長から命令を受けた署長又は出張所長（招集執行者）が行うものとし、署長又は出張所長（招集執行者）は通信施設を活用して職員及び団員に対し迅速に伝達する。なお、招集の目的、日時、場所、服装及び携行品等を別に示す必要がある場合はその内容を正確に伝達するように努めなければならない。

3 応招の報告

非常招集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に参加し、その旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、通信の途絶等を理由として非常招集の伝達によることなく勤務地における災害の発生を覚知したときは、自発参加する。

(1) 参加場所は、非常招集区分にかかわらず勤務署所とする。ただし、災害の状況等により勤務署に参加できない場合は、最寄りの署所とする。

(2) 参加方法は、最も速やかな方法とする。

第2節 出動

出動は、災害の警戒若しくは規模、災害の場所及び状況等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。また、各町長からの応援要請があった場合についても同様とする。

第3節 資機材の配備

資機材の配備は、気象情報及び情報収集により関係機関との連絡を密にして、あらかじめ被害が予測される地域に適切に配備する。また、使用する車両の指定及び借用資機材の公用調達についても計画を定める。

第4節 監視警戒

災害を未然に防止し、防ぎよ活動を迅速に行うための監視警戒は、各町の水防計画に指定する消防活動上支障が予想される水防重要危険箇所等について、必要な巡ら警戒を行う。なお、小規模な事象等で人命等に危険が予想される場合は、関係機関と協力し、当該場所の警戒を行う。

1 警戒基準

雨量及び水位等の情報を収集し、警戒基準（各町地域防災計画及び水防計画による。）を定める。

2 警戒体制

災害を未然に防止し、防ぎよ活動が迅速に行われるよう、警戒発令下の監視警戒を重点的に行い、特に危険箇所の常時警戒を行うための計画を定める。

3 通報体制

監視警戒中に、災害の発生及び異常現象を発見した場合の通報の責任体制、通報手段及び連絡網を定める。

第5節 通信

風雪水害時には、有線電話による通信が困難な事態が予想されるので、無線電話及び携帯電話等の有機的な活用を図り、災害通信及び被災地等の情報連絡（通報）が迅速に確保できるよう通信体制を整える。その他通信体制については、第9章第4節の通信の定めによる。

第6節 関係機関との連携

風雪水害等の災害が発生した場合は、国、道及び各町等の関係機関の業務内容を十分把握した上で、密接な連携・連絡を図る。連携が必要な機関とその業務内容については、別表第5（資料編）の関係機関一欄のとおりとする。

第7節 応急給食等の調達計画

風雪水害等の防ぎよ活動に従事する職員及び団員にかかる応急給食等の調達計画は、活動が長期にわたる場合を想定したものとし、応急給食の調達方法又は飲料水の確保について、災害の規模に応じた適正な計画を定める。

第8節 暴風雪対策

暴風雪にかかる警防体制の確保、非常招集、出動等については、災害の特殊性を踏まえた計画を別に定めるものとする。

第11章 地震警防計画

地震警防計画は、他の法令及び町地域防災計画等によるほか、本計画による。

第1節 非常招集

災害の発生するおそれのあるとき又は発生した場合に応急対策若しくは災害を防止又は軽減するため、現に勤務している職員以外の職員及び団員を招集する計画は、次のとおりとする。

1 非常招集

職員の非常招集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じ、別表第4（資料編）の非常招集区分（地震）により行う。団員の非常招集は、各町に設置された災害対策本部長の判断で、災害の規模に応じて、災害発生地区の分団のほか被害拡大の危険度により隣接分団を順次招集する。

2 非常招集の伝達

非常招集の伝達は、消防長から命令を受けた署長又は出張所長（招集執行者）が行うものとし、署長又は出張所長（招集執行者）は通信施設を活用して職員及び団員に対し迅速に伝達する。なお、招集の目的、日時、場所、服装及び携行品等を別に示す必要がある場合は、その内容を正確に伝達するように努めなければならない。

3 応招の報告

非常招集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応招し、その旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、管内で震度4以上の地震が発生したことを覚知したとき又は、災害の発生を覚知したときは、非常招集の発令を待つことなく自発参集するものとする。

(1) 参集場所は、非常招集区分にかかわらず勤務署所とする。ただし、災害の状況等により勤務署に参集できない場合は、最寄りの署所とする。

(2) 参集方法は、最も速やかな方法とする。

第2節 出動

出動は、災害の警戒若しくは規模、災害の場所及び状況等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。また、各町長からの応援要請があった場合についても同様とする。

第3節 通信

地震時には、有線による通信が困難な状況が予想されるため、消防無線、携帯電話等の有的な活用を図り、災害通信及び被災地との情報連絡が迅速確に確保できるよう通信体制を整える。その他通信体制については、第9章第4節の通信の定めによる。

第4節 関係機関との連携

地震災害が発生した場合は、国、道及び各町等関係機関と密接な連携を図るものとし、災害発生当初から連絡を密にしておく。災害の発生状況により連携が必要な関係機関については、第10章第6節の関係機関との連携の定めによる。

第12章 避難計画

住民等の生命及び身体を災害から保護するための避難計画は、地域防災計画及び水防計画によるほか、各町長から要請があった場合の消防本部の対応は、本計画による。

第1節 避難行動の基準

各町長から避難の緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難の発令（以下「避難指示等」という。）があった場合は、迅速に誘導措置がとれるように計画する。なお、各町長が、避難指示等を行う場合の基準は、各町地域防災計画による。

第2節 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達については、次のとおりとする。

1 避難指示等の伝達

避難指示等を関係住民に確実に伝達できるよう有効な伝達手段を活用する。

(1) 避難指示等の伝達は、巡回広報等により実施する。

(2) 避難指示等の内容は、適切かつ容易に判断できるものとする。

(3) 避難指示等は、時期を失することのないよう正確に漏れなく、全ての関

係住民に伝達する。

2 伝達事項

関係住民に周知徹底する伝達事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等の理由及び区域
- (2) 避難施設及び場所（以下「避難場所」という。）
- (3) 避難経路
- (4) 留意事項

ア 避難後における家屋からの出火防止措置

イ 避難後における盗難の予防

ウ 避難時の携行品や服装の確認

3 誘導要領

避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）は、避難者を安全に誘導するとともに、誘導要領にあつては、次のとおりとする。

- (1) 早めに避難地区の要配慮者を把握し、必要な資機材を集める。
- (2) 避難の誘導は、災害時要援護者を優先する。
- (3) 傷病者等の誘導については、車両、車椅子、ストレッチャー等を活用する。
- (4) 出発・到着の際には必ず人員の点呼を行い、避難者を把握する。
- (5) 避難集団が大規模な場合は、住民グループを適切な人数に分割して、誘導員を適正に配置する。
- (6) 必要に応じて誘導ロープ等により安全を確保する。
- (7) 誘導員は毅然たる態度で、避難経路及び避難場所を指示する。
- (8) 誘導員自ら、パニック状態に巻き込まれないようにする。
- (9) 住民の携行品は、必要最小限度にとどめさせる。
- (10) 避難に当たっては、住民を走らせないようにする。
- (11) 生徒、児童の避難については、学校関係者と連絡を密にして避難誘導を行う。
- (12) すでに避難した家屋には、目印をつけて伝達の重複を避ける。
- (13) 避難行動の際は、自主防災組織等の役員の協力を得る。
- (14) 避難場所又は安全な場所に確実に誘導する。

第3節 避難場所、避難経路の選定

避難場所、避難経路の選定及び長時間・長距離避難については、次のとおりとする。

1 避難場所

避難場所は、町地域防災計画による。

2 避難経路の選定

避難経路の選定に当たっての留意点は、次のとおりとする。

- (1) 避難経路は、各種災害の危険が予想される区域の通過を避ける。
- (2) 代替避難経路の選定
指定された避難場所が、災害状況により使用不能となった場合は、代替避難場所へ誘導する。
- (3) 住民への周知
各町地域防災計画に明記された避難場所を、関係住民に対して周知徹底を図る。

第4節 避難経路の安全確保

避難経路の安全確保に当たっての留意点は、次のとおりとする。

- 1 避難経路は、事前に安全性を確保する。
- 2 避難経路の確保について、各町、道路管理者、警察等と協議する。
- 3 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行う等、避難に際し関係住民に伝達する。
- 4 避難場所までの経路の状況に応じ、案内板又は誘導員を要所に配置する。
- 5 災害状況を適宜判断して、安全な経路を選定する。
- 6 マンホール、側溝、小河川の氾濫、土砂崩れ、道路の亀裂及び陥没等に避難経路の異常に注意する。

- 7 主要な避難経路に危険箇所がある場合は、ロープ等を設置するとともに、誘導員を配置し、避難中の二次災害防止に努める。
- 8 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置する。
- 9 倒壊物、落下物、路上若しくは沿道の障害物（自転車や埋設管を含む。）からの安全を確保する。

第5節 避難場所の警戒

避難場所の警戒について、各町からの要請を受け避難場所に職員を配置し警戒業務に従事する場合は、避難場所の情勢に応じた人員を配置するとともに、警防本部又は災害対策本部等と相互に連絡できる体制を確保するものとする。

第13章 救助救急計画

生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を安全な場所に移動し、もしくは危険を取り除き、その生命を保全して、医療機関等への搬送する救助救急活動計画は、本計画による。

第1節 隊員の非常招集

救助救急を必要とする災害が発生したとき、救助救急事故に対処するため、現に勤務している職員以外の職員を招集する計画は、次のとおりとする。

1 非常招集

非常招集は第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防人員に応じ別表第4「非常招集区分」により行う。

2 非常招集の伝達

非常招集の伝達は、消防長から命令を受けた署長又は出張所長（招集執行者）が行うものとし、署長又は出張所長（招集執行者）は通信施設を活用して職員に対し迅速に伝達する。

3 応招の報告

非常招集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応招しその旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、通信の途絶等を理由として非常招集の伝達によることなく勤務地で大規模な救助救急事故の発生を覚知したときは、非常招集の発令を持つことなく自発参集する。

(1) 参集場所は、非常招集区分にかかわらず勤務署所とする。

(2) 参集方法は、通常の勤務方法とする。

第2節 出動

災害時において、迅速的確な救助救急活動を期すため、発生場所、対象及び規模等により、あらかじめ定めた出動計画に基づく出動とし、出動計画は別に定める。

第3節 通信

大規模な救助救急事故時には、有線による通信が困難な状況が予想されるため、消防無線、携帯電話等の有機的な活用を図り、災害通信及び被災地との情報連絡が迅速確実に確保できるよう通信体制を整える。その他通信体制については、第9章第4節の通信の定めによる。

第4節 医療機関との協力体制

医療機関との協力体制は、住民を救助救急し、傷病者等の医療処置が速やかにできるよう事前に定めるものとする。

また、集団事故が発生した場合は、災害拠点病院及びDMATとの連携を図るものとし、平時から協力体制を密にする。

協力体制をとるべき医療機関等の名称、診察科目、保有ベット数及び連絡先について事前に調整しておく。

第5節 自衛隊等の救助救出機関との連携

消防力で対応できない救助救急事故であると判断した場合は、迅速に自衛隊、警察等の救助救急機関の出動を要請するとともに、平時から連絡体制を確立しておくものとする。

別表第1 消防職・団員数内訳表

(令和5年4月1日)

区分		条例定数		実員	
消防職員	消防吏員	128人		125人	
	その他の消防職員			0人	
消防団員	遠軽町消防団	681人	316人	530人	234人
	湧別町消防団		205人		174人
	佐呂間町消防団		160人		122人

別表第2 保有資機材一覧表

(令和5年年4月1日)

小分類	機器名称	消防署	生田原	丸瀬布	白滝	上湧別	湧別	佐呂間	合計		
車両	消防車両	常備配備(職員)	8	4	4	5	4	4	5	34	
		非常備配備(消防団)	9	4	2	2	4	6	7	34	
飽水器具	動力ポンプ (車載を除く)	小型動力ポンプB-2級					3			3	
		小型動力ポンプC-1級	4							4	
		小型動力ポンプD-1級	3	1	1					5	
		小型動力ポンプD-2級	1	1				1		3	
		水中ポンプ(電動)	2	1				1		4	
	消防用吸管等 (車載を除く)	可搬ポンプ用吸管(φ75)	3			1		1		5	
		可搬ポンプ用吸管(軽量φ75)		1	1	1	3			6	
		ディスクストレーナー(φ75)	2					1		3	
	消防用ホース	65mm	219	131	175	100	215	191	155	1,186	
		50mm	76	65	41	44	77	114	168	585	
		40mm	20	19	19	9				67	
	泡消火器具	ネット型発泡器(東消型)	1							1	
		ノズル型発砲器(エアフォーム型)	1	1	1	2	2	1	2	10	
	林野火災用 器具	背負式小型動力ポンプ		1				1		2	
		背負式消火水のう(ジェットシューター)	31	23	7	10		35		106	
		角型組立水槽	2	2	1	1	2	1	1	10	
		丸型組立水槽	2		1	1		1		5	
	その他	ホースブリッジ	13	8	14	8	13	18	28	102	
		ホース巻取機	2	3	2	1	7	4	10	29	
		分水器	7	9	1	3	4	4	6	33	
	救助器具	はしご	かぎ付はしご	2		3	1	2	1	1	10
			2連はしご	8	3	2	2	6	7	5	33
			3連はしご	2	1	3	1	2	1	1	11
油圧式救助 器具		大型油圧スプレッダー	2				1	1		4	
		大型油圧スプレッダー(電動)			1				1	2	
		大型油圧カッター	2				1	1		4	
		大型油圧カッター(電動)			1				1	2	
		コンピツール			1		1			2	
		コンピツール(電動)		1		1				2	
		ラムシリンダー	1				1			2	
		ペダルカッター			1			1		2	
		エンジンポンプ	2				2	2		6	
		手動式油圧救助器具(非常備)	3	1	1	1		2		8	
油圧ジャッキ(非常備)		4	1	1	1		2		9		
空気式救助 器具		救命索発射銃	1							1	
		マット型空気ジャッキ(一式)	1			1	1		1	4	
		空気銬(エアソー)			1					1	
		空気切断機(スパカッター)				1				1	
電動式救助 器具		充電式切断機(レシプロソー)	1	1	1	1	1	1	1	7	
		削岩機	1							1	
		ハンマードリル	1							1	
エンジン型 救助器具		エンジンカッター(常備)	2	1	1	2	1	1	1	9	
		エンジンカッター(非常備)	4	1	1	1	1	3		11	
	チェーンソー(常備)	2	1	3	1	1	1	1	10		
	チェーンソー(非常備)	4	2	1	1	1	3		12		

小分類	機 器 名 称	消防署	生田原	丸瀬布	白 滝	上湧別	湧 別	佐呂間	合 計	
手工具	能斧	1	3	3	2	2	1	4	16	
	トライカー	3	1	1	1	2		1	9	
	ボルトクリッパー	4	3	1	1	1	1	2	13	
	活線（鉄線）ケーブルカッター	2			1	1		2	6	
	ハンマー	1	6	4	1	2	2	2	18	
	警戒ロープ	15	5	6	2		5	3	36	
引揚・ 展張器具	マンホール救助器具（救助用三脚）	1							1	
	サバイバースリング	1			1				2	
	ベストスリング（ピタゴール）	2	1	1	1	1	1	1	8	
	隊員用ハーネス（フルボディ型）	2	2	2	2	2	2	2	14	
	隊員用ハーネス（シット型）	4	2	3	6	4	3	3	25	
	可搬式ウィンチ（チルホール）	1	2	2	1	2	1	2	11	
救助用担架	救助用平担架	2			1				3	
	バスケットストレッチャー	2	1	1	1	1	1	1	8	
保護器具	空気呼吸器本体	8	6	5	5	5	5	6	39	
	空気呼吸器用ボンベ（150Mpa）	10						3	13	
	空気呼吸器用ボンベ（300Mpa）	26	10	10	10	10	10	10	88	
	空気充填機(150Mpa)	1				1		1	3	
	空気充填機(300Mpa)	1							1	
	酸素呼吸器	2							2	
	酸素呼吸器用ボンベ	4							4	
	耐熱服	2						1	3	
	耐電服（一式）※上下・長靴	2							2	
	耐電手袋のみ	2	4	5	3	3	2	8	27	
	大型送排風機	1							1	
	小型送排風機	1								
	携帯警報器	8	5	5	5	5	5	6	39	
	防塵メガネ	47	12	12	12	12	12	16	123	
	化学防護衣一式 ※上下、長靴、手袋	7								7
	ロープ器具	下降器（アイディ型）	2	1	2	1	1	2	2	11
下降器（ストップ型）		2	1	1			1	1	6	
下降器（エイト環型）		4	1	4	4	1	2	2	18	
下降器（ヒュイット）				2		1	2	2	7	
登高器（アッセンション型）		6	1	2	6	2	2	2	21	
滑車（シングル型）		8	8	4	3	3	3	3	32	
滑車（ツイン型）		2	2	2		2	2	2	12	
アンカープレート（ポー型）		1		1	1	1	1	1	6	
ロープバッグ（50m）		2	2	3	2	2	3	3	17	
ロープバッグ（100m）		2		2	1	1	2	2	10	
エッジローラー（ローププロテクター）		4		1		3	3	3	14	
カラビナ（アルミ型）		66	1	21	14	7	22	22	153	
カラビナ（ステンレス型）		45	20	28	53	39	20	23	228	
テープスリング（60 cm）		11	10	12	5	4	11	12	65	
テープスリング（120 cm）		10	9	13	3	9	9	10	63	
テープスリング（240 cm）	6		7	5	8	6	5	37		
テープスリング（480 cm）	5		5			5	5	20		

小分類	機器名称	消防署	生田原	丸瀬布	白滝	上湧別	湧別	佐呂間	合計	
救助器具	水難救助用器具	救助ボート	2						2	
		船外機	1						1	
		ドライスーツ一式	5						5	
		ウェットスーツ一式	4						4	
		胴付長靴	6	4	2			9	12	33
		救命浮輪	1			3	1			5
		救命胴衣（常備）	14	5	8	4	9	25	5	70
		救命胴衣（非常備）	40	15	10	10	20	36	115	246
	山岳救助用器具	登山器具 ※レスキューザック				1				1
		山岳用ヘルメット	6							6
		スノーシュー	4			4				8
		スノーシューポール（双）	5			4				9
		ショベル	2	4	4	3	4	3	4	24
		プローブ（ゾンデ）	8	2	6	3	6	3	6	34
	測定器具	可燃性ガス・有毒性ガス・酸素測定器	1	1	1	1	1	1	1	7
熱画像直視装置		1		1	1		1	1	5	
油防除・消火薬剤	排出用防除機材	油吸着材（マット形状）※単位：枚	336	500	328	377	177	272	300	2,290
		油吸着材（粉状・顆粒状）※単位：kg	225	105	220	228	113	214	110	1,215
		油流出処理剤（液体）※単位：ℓ	72	20	54	140	27	171	966	1,450
		オイルフェンス	4							4
	化学消火薬剤	合成界面活性系 ※単位：ℓ	515	140	260	260	97	300	1,280	2,852
		クラスA火災用泡消火薬剤 ※単位：ℓ	245						80	325
		クラスB火災用泡消火薬剤 ※単位：ℓ	260			260	97	300	1,200	2,117
救急機材	酸素ボンベ	車載用ボンベ	12	4	4	6	4	4	6	40
		携帯用ボンベ	11	4	4	6	5	4	8	42
通信機器	無線機	携帯無線機（デジタル）	9	4	4	4	4	4	4	33
		特定小電力トランシーバー（常備）	49	12	12	12	12	12	16	125
		特定小電力トランシーバー（非常備）	24	12	9	6	12	18	21	102
	電話機	携帯電話	8	2	2	2	2	2	3	21
		衛生電話	2							2
防災関係	その他	エアータント	2							2
		可搬式発電機	11	3	6	4	5	6	5	40
		土のう袋 ※単位：枚	6,928	150		48	43			7,169
		投光器（常備）	5	2	1	1	3	3	1	16
		投光器（非常備）	6	3	2	2	6	7	2	28
		携帯投光器（常備）※ハンディライト	18	14	15	9	10	9	18	93
		携帯投光器（非常備）※ハンディライト	31	13	6	6	11	17	23	107
		携帯拡声器（常備）	3	3	2		3	2	3	19
携帯拡声器（非常備）	11	3	2	2	4	6	3	31		
消防水利	消火栓	公設	167	31	30	20	50	51	62	411
		私設	12	1						13
	防火水槽	公設（基準）	28	18	28	23	77	61	32	267
		公設（基準外）	5	12	6	6		5	24	58
		私設		2						2
	指定消防水利	井戸						1		1

別表第3 庁舎等一覧表

区分		所在地	構造	竣工	管轄区域
町名・所属					
遠軽町	消防本部・消防署	1条通北3丁目1番地1	鉄筋コンクリート	昭和47.10	組合一円
	防災備蓄倉庫	大通北5丁目1番地36	鉄骨造	平成8.11	組合一円
	資器材庫	大通南1丁目6番地2	鉄骨造	昭和53.8	遠軽地区
	第1分団車庫	大通北5丁目1番地36	鉄骨造	平成28.12	遠軽地域一円
	第2分団車庫	福路1丁目3番地2	鉄骨造	昭和57.12	遠軽地域一円
	第3分団瀬戸瀬車庫	瀬戸瀬東町3番地7	鉄筋コンクリート	昭和46.12	瀬戸瀬地区
	第3分団社名淵車庫	社名淵70番地1	鉄骨造	平成26.12	社名淵地区
	生田原出張所兼生田原分団車庫	生田原256番地	鉄筋コンクリート	平成4.3	生田原地域一円
	安国分団車庫	生田原安国35番地	木造モルタル	昭和56.9	安国地区
	丸瀬布出張所兼丸瀬布分団車庫	丸瀬布東町247番地5	鉄筋コンクリート	昭和54.8	丸瀬布地域一円
	丸瀬布分団上武利車庫	丸瀬布上武利200番地2	鉄骨造	平成18.12	武利地区
	白滝出張所兼白滝分団車庫	白滝1363番地50	鉄筋コンクリート	平成6.12	白滝地域一円
	白滝分団上支湧別車庫	白滝上支湧別451番地	木造モルタル	昭和36.9	上支湧別地区
白滝分団上支湧別詰所	白滝上支湧別451番地	木造モルタル	昭和36.9	上支湧別地区	
湧別町	上湧別出張所兼上湧別分団車庫	上湧別屯田市街地318番地	鉄筋コンクリート	昭和62.9	上湧別地域一円
	中湧別分団車庫兼詰所	中湧別中町553番地	鉄筋コンクリート	平成8.12	中湧別地区
	開盛分団車庫	開盛1018番地	木造モルタル	平成元.11	開盛地区
	湧別出張所兼湧別分団車庫	緑町258番地の1	鉄筋コンクリート	平成2.12	湧別地域一円
	湧別分団登栄床車庫	登栄床154番地の1	木造	平成5.11	登栄床地区
	芭露分団車庫兼詰所	芭露279番地の5	鉄筋コンクリート	平成9.12	芭露地区
	芭露分団計呂地車庫	計呂地163番地	木造	昭和44.8	計呂地、志撫子地区
芭露分団上芭露車庫	上芭露612番地	木造	平成15.12	上芭露、西芭露、東芭露地区	
佐呂間町	佐呂間出張所兼第1分団車庫	字幸町6番地34	鉄筋コンクリート	昭和60.12	佐呂間一円
	第2分団車庫	字浜佐呂間233番地1	鉄骨造	平成15.11	浜佐呂間、仁倉、幌岩、浪速地区
	防災備蓄施設	字若佐84番地1	鉄骨造	昭和51.11	佐呂間町一円
	第3分団車庫	字若佐96番地1	鉄骨造	平成5.12	若佐、栄、共立地区

別表第4 サイレン一覧表

地区	名称	設置場所	出力(kW)	設置年	信号方式	放送内容
遠軽	消防庁舎	遠軽町1条通北3丁目1番地1	2.2	H21	自営線	
	タイヤ庫	遠軽町大通南1丁目6番地2	2.2	S53	NTT専用線50B/S	
	大通南	遠軽町大通南4丁目2番地8	5.5	H30	NTT専用線50B/S	
	南小学校	遠軽町南町3丁目4番地43	2.2	H2	NTT専用線50B/S	
	西町	遠軽町西町2丁目11番地1	3.7	H25	NTT専用線50B/S	
	瀬戸瀬	遠軽町瀬戸瀬東町6番地	3.7	S38	NTT専用線50B/S	
	社名渚	遠軽町千代田332番地1	2.2	S40	NTT専用線50B/S	
生田原	消防庁舎	遠軽町生田原256番地	7.5	H4	自営線	音声
	安国	遠軽町安国67番地	2.2	H10	NTT専用線3.4KHz	音声
	大和	遠軽町生田原安国2番地7		S43	自営線	音声
	源1	遠軽町生田原安国242番地		S43	自営線	音声
	源2	遠軽町生田原安国246番地		S43	自営線	音声
丸瀬布	消防庁舎	遠軽町丸瀬布東町247番地5	7.5	S55	自営線	
	総合支所	遠軽町丸瀬布中町115番地2	2.2	S62	自営線(電柱添架)	
	西町	遠軽町丸瀬布西町63番地	2.2	H1	NTT専用線50B/S	
	上武利	遠軽町丸瀬布上武利200番地2	2.2	S39	NTT専用線50B/S	
白滝	消防庁舎	遠軽町白滝1363番地50	7.5	H6	自営線	音声
	西区	遠軽町白滝824番地1	5.5	S46	NTT専用線50B/S	
	上支湧別	遠軽町白滝上支湧別451番地	2.2	S36	NTT専用線50B/S	
上湧別	消防庁舎	湧別町上湧別屯田市街地318番地	7.5	S62	自営線	
	5の1	湧別町北兵村一区292番地の2	7.5	H8	NTT専用線3.4KHz	
	中湧別コミュニティ消防センター	湧別町中湧別中町3020番地の1	7.5	H8	NTT専用線3.4KHz	
	北町	湧別町中湧別北町47番地の1	7.5	H1	NTT専用線3.4KHz	
	開盛	湧別町開盛1018番地の9	2.2	S46	NTT専用線3.4KHz	
	富美	湧別町富美1716番地(サイレン塔) 湧別町富美591番地の1(制御盤)	2.2	S54	NTT専用線3.4KHz	
湧別	消防庁舎	湧別町緑町258番地の1	7.5	H2	自営線	
	錦	湧別町錦町262番地	5.5	S43	NTT専用線3.4KHz	
	中番屋	湧別町登栄床80番地の2	3.7	H2	NTT専用線3.4KHz	
	登栄床	湧別町登栄床154番地の18	3.7	H2	NTT専用線3.4KHz	
	芭露	湧別町芭露279番地の5	7.5	H9	NTT専用線3.4KHz	
	上芭露	湧別町上芭露613番地	5.5	H2	NTT専用線3.4KHz	
	計呂地	湧別町計呂地163番地の1	5.5	S45	NTT専用線3.4KHz	
佐呂間	消防庁舎	佐呂間町字幸町6番地の34	7.5	S57	自営線	
	永代	佐呂間町字永代町8番地の2	2.2	H1	NTT専用線3.4KHz	
	宮前	佐呂間町字宮前町86番地の2	2.2	H1	NTT専用線3.4KHz	
	若佐	佐呂間町字若佐84番地の2	3.7	S56	NTT専用線3.4KHz	
	浜佐呂間	佐呂間町字浜佐呂間233番地の1	3.7	H15	NTT専用線3.4KHz	
	汐見	佐呂間町字浜佐呂間808番地の1	3.7	H9	NTT専用線3.4KHz	

別表第5 非常呼集区分

種別	招集区分	招集者	招集時期
火災	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	第1種出動で、警防要員の増強が必要なとき。
	第2号招集	管轄区域の署所は非番職員全員。	第2、3種出動以上で、警防要員の増強が必要なとき。
	第3号招集(警防本部)	全員	大規模な火災発生時。
風雪水害等自然災害	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	風雪水害等に起因して既に被害が発生し、又は発生するおそれがあり警戒又は警防要員の増強が必要なとき。
	第2号招集	管轄区域の署所は非番職員全員。	大雨、洪水、大雪、暴風雪警報が発令された場合で、局地的に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
	第3号招集(警防本部)	全員	組合全域にわたる大規模な風雪水害等自然災害発生時。
地震	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	震度3以下の地震に起因して既に被害が発生し、又は発生するおそれがあり警戒又は警防要員の増強が必要なとき。
	第2号招集	全員	震度4以上の地震を覚知したとき。
	第3号招集(警防本部)	全員	震度5弱以上の地震を覚知したとき。
救助救急	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	警防要員の増強が必要なとき。
	第2号招集(警防本部)	全員	大規模な救助救急事故発生時。
武力攻撃事態等	第1号招集(担当課室体制)	消防課職員全員	情報収集等の対応が必要な場合。
	第2号招集(緊急事態連絡室体制)	消防本部職員全員 非番職員等で必要人員を招集する。	通報内容、又は消防隊の情報から多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握し、又は発生のおそれがある場合。
	第3号招集(国民保護対策本部体制)	全員	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合。
その他	特命招集	消防長が特別に必要と認める職員を招集する。	その他災害に応じて、各所属長を通じ参集方法を通知。
<p>※招集する職員数については、原則として招集者欄の職員とするが、現場指揮者の判断により増減することが出来る。</p> <p>※職員は、招集命令をうけたときは、週休者、年次有給休暇者、特別休暇者の場合であっても速やかに指定の場所に参集する。</p> <p>※招集伝達は招集執行者による電話及び伝令による伝達とする。</p>			

別表第6 関係機関一覧

機関名		業務内容
消防機関	遠軽地区広域組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置、職員の非常招集に関する事。 ・消防相互応援協定による他の消防本部への応援要請に関する事。 ・火災、水害及びその他の災害の救助、救急情報に関する事。 ・火災、水害及びその他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 ・人命の救助及び救急に関する事。
	遠軽地区広域組合消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、水害及びその他の災害の予防、警戒、防ぎよに関する事。 ・災害等の情報収集に関する事。 ・その他消防団に関する事。
町の機関	町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・必要器具、生活必需品、応急食糧及び給水体制等の整備に関する事。 ・水防・消防等応急対策に関する事。 ・災害に関する情報収集、伝達及び被害調査に関する事。 ・町民等への避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。 ・文教、保健衛生に関する事。 ・災害広報に関する事。 ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事。 ・復旧資機材の確保に関する事。 ・災害対策要員の確保・動員に関する事。 ・交通、輸送の確保に関する事。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事。 ・関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。
道の機関	北海道危機対策局危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予警報等情報の収集に関する事。 ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。 ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事。 ・災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。 ・自衛隊の災害派遣要請に関する事。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事。
	北海道消防防災航空隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターによる救援・救護活動。 ・ヘリコプターにより撮影した災害情報の提供。
	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の発表及び伝達に関する事。 ・水防活動の支持、調整に関する事。 ・交通規制及び輸送の確保に関する事。 ・災害広報に関する事。 ・被災公共土木施設の復旧事業の維持に関する事。
	遠軽警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 ・被災者の救出及び避難・誘導に関する事。 ・行方不明者の調査に関する事。 ・死体の検視（見分）に関する事。 ・交通規制に関する事。 ・公共の安全と秩序の維持に関する事。 ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。
	オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の保全に関する事。 ・医療及び助産救護に関する事。 ・防疫その他保健衛生に関する事。

国の機関	陸上自衛隊	・災害派遣による町・その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事。
	国土交通省北海道開発局 網走開発建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報の発表及び伝達に関する事。 ・水防活動の指導に関する事。 ・苦痛規制及び輸送に確保に関する事。 ・災害広報に関する事 ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事。
その他の機関	遠軽医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護及び助産に関する事。 ・防疫及び遺体の検案の協力に関する事。 ・道医師会並びに各医療機関との連絡調整に関する事。
	病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の医療と助産、救急搬送に関する事。 ・ドクターカーによる救急に関する事。 ・道北ドクターヘリによる救急に関する事。

第19 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること
- (2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動（応援隊及び資機材の登録）

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が

特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。

この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)

2 空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則(平成29年4月27日終結)

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

附 則(令和2年3月3日締結)

この協定は、令和2年7月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

別 表

地 域	構 成 市 町 等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とちち広域消防事務組合

第20 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画（抜粋）

第1章 総 則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援の活動を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部、旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 大隊等の編成

（道内地区）

第3 大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおり地区分けするものとする。

2 各地区代表消防機関を置き、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要事項

（連絡体制等）

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- (3) 代表消防機関は地区代表消防に対して連絡し、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。
- (4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用する。

（第隊等の編成）

第5 北海道の登録数は、別紙第4のとおりとする。

2 大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊・等を選定するものとする。

3 大隊は、北海道大隊と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関の職員を持って充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員を持って充てるものとする。

4 中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長が指定するものとする。

5 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「消火小隊等又は〇〇消防本部小隊」と呼称するものとする。

6 後方支援中隊の編成は、別表第5のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、札幌市消防局の職員の内から大隊長が指定するものとする。

7 統合機動部隊は、別表第6のとおり編成し、北海道統合部隊と呼称するものとする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

8 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第7のとおり編成し、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊と呼称するものとする。なお、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、消防庁長官（以下「長官」という。）の定めに基づき、苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- 3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 統合機動部隊長は、大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 中隊長は、大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- 7 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(出動基準及び集結場所)

第7 大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別紙第8のとおりとする。

(特別応援体制)

第8 東海地震における緊急消防援助隊アクションプランに係る警戒宣言の発令時において、消防庁長官の指示により、前進拠点へに進出する部隊は、別紙第9のとおりとする。

第3章 大隊等の出動

(出動準備及び出動可能部隊数の報告)

- 第9 各消防本部は、北海道の大隊が第一次都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都府県において震度6弱（政令市等については5強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発令された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能部隊の報告を行うものとし、北海道は、消防庁からの出動可能部隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 北海道は、消防庁から要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
 - 3 北海道は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要を認めた場合は、出動可能部隊を調査し消防庁に報告するものとする。

(大隊等の出動)

- 第10 北海道知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により出動の求め又は指示を受けた場合は、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
 - 3 北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
 - 4 代表消防機関は、大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、北海道及び地区代表消防機関に対して連絡するものとし、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。
 - 5 大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に統合機動部隊を出動させるとともに、後続する大隊の円滑な活動に資するため、次に掲

げる任務を指示し、大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関する事。
 - (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関する事。
 - (3) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
 - (4) 被災地における通信の確保に関する事。
 - (5) 初期消火、救助及び救急活動に関する事。
 - (6) 航空消防活動の支援に関する事。
 - (7) 宿営場所の設営に関する事。
- 6 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について北海道及び代表消防機関に対し、報告するものとする。
- (1) 指揮者の階級、職及び氏名
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項

(迅速出動)

- 第1 1 迅速出動に該当する事案が発生した場合、北海道は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部と情報共有に努めるものとする。
- 2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数を取りまとめ、北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動部隊を報告するものとする。
- 3 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 統合機動部隊は、大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。
 - (2) 第一次編成陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
 - (3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。
 - (4) 代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、北海道及び地区代表消防機関に対して連絡するものとし、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。
- 4 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第三項に定めるもののほか、統合機動部隊は、大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

- 第1 2 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に提出するものとする。

(集結場所への集結完了)

- 第1 3 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長又は地区中隊長(以下「大隊長等」という。)は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び北海道に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

- 第1 4 大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 被害状況等により出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
- (1) 被災地お被害概要
 - (2) 大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第15 高速自動車国道の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出勤途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出勤中である旨を申し出るものとする。
- (2) 被災地から帰署(所)途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出勤途上又は帰署(所)途上である旨を申し出ると戸に、車両ごとに別紙第2に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- (3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第16 被災地へ出勤する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第17 大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第18 大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 大隊本部を設置する場合は、その位置
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地水利状況
 - (7) その他活動上必要な事項
- 2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出勤した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
 - 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を編成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(大隊本部の設置)

第19 大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

- 2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員(小隊)を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第20 活動時の無線通信運用体制は別表第10のとおりである。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等

へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第21 北海道大隊の保有資機材は、別表第5及び別表第11のとおりとする。

(日報)

第22 大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第23 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求められるものとする。

5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

(2) 大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

(3) 大隊等の活動記録の集約

(4) 各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供

(5) 大隊等に対する災害に関する情報提供

(6) 必要な資機材等の手配及び提供

(7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

(8) 後方支援に関し、北海道との調整

(9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第24 後方支援中隊は、大隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行なわれるように、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 後方支援本部との連絡

(2) 宿営場所の設置及び維持

(3) 物資の調整及び搬送

(4) 車両及び資機材の保守管理

(5) 交替要員の搬送

(6) 活動の記録

(7) その他必要な事項

(相互協力)

第25 北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行なわれるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第6章 活動終了

(大隊等の引揚げ)

第26 大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 大隊長は、前項の規定により被災地における活動が終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 大隊の活動概要(時間、場所、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

- 第27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。
- 2 北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告

(活動結果報告)

- 第28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5-1, 5-2, 5-3により、速やかに活動報告を行うものとする。
- 2 北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5-1, 5-2, 5-3により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

- 第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第3により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。
- 2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署(所)後7日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第8章 その他

(指揮支援実施計画)

- 第30 指揮支援隊に係る応援等については、札幌市消防局が別に定めるものとする。

(航空中隊の応援等)

- 第31 航空中隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

- 第32 各消防本部等は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行なわれるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- 2 各消防本部等は、後方支援機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

第2章 遠軽地区広域組合緊急消防援助隊等受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）第39条及び同法第44条の規定に基づき、遠軽地区広域組合（以下「組合」という。）において、北海道内応援隊及び緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、応援部隊が迅速かつ効果的に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語の定義は、法、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号。以下「要請要綱」という。）、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号。以下「運用要綱」という。）及び北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結。以下「広域応援協定」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。
- 3 代表消防機関代行は、函館市消防本部（道西地区）、苫小牧市消防本部（道南地区）、小樽市消防本部（道央地区）、旭川市消防本部（道北地区）、及び釧路市消防本部（道東地区）とする。
- 4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援要請基準)

第3 応援要請については、大規模災害又は特殊災害が発生し、組合の消防力では十分な体制をとることができないと判断した場合に行うものとする。

- 2 大規模災害等が発生し、応援要請を行う必要がある場合は、まず広域応援協定に基づく北海道内の各消防本部からの応援において対応することとするが、災害の規模及び災害状況を考慮して、広域応援協定のみで対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- 3 大規模災害等の発生及び被害が明らかに組合全域、あるいは、近隣市町村に及んでいると予想される場合は、緊急消防援助隊の出動を優先して要請するものとする。

(北海道広域消防相互応援協定に基づく応援等要請の手続き)

第4 法第39条の規定に基づく広域応援協定の応援要請は、原則、広域応援協定第7条の規定により行うものとする。

- 2 応援要請の必要が予測される場合は、原則として応援要請する地区代表消防機関（釧路市消防本部）に災害情報を有線（携帯）電話で通報した後、災害情報連絡書（広域応援協定運用マニュアル様式第1号）をファクシミリ又は電子メールで送信するものとする。なお、有線電話途絶の場合は、北海道総合行政情報ネットワーク（IP電話）により行うものとする。
- 3 応援要請を決定した場合は、広域応援要請連絡書（広域応援協定運用マニュアル 様式第2号）により行い、必要に応じて活動拠点（宿営場所を含む。）の付近図を添付する。なお、応援要請の連絡方法は、前記2によるものとする。
- 4 北海道消防防災ヘリコプターによる活動が必要であると判断した場合は、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、北海道消防防災ヘリコプター応援協定（平成8年6月25日締結）に基づき応援要請を行うものとし、北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室に電話等により行うものとする。

(緊急消防援助隊の応援等要請の手続き)

第5 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第1のとおり行うものとする。

- 2 組合を構成する各町長（以下「町長」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の規模及び災害の状況を考慮して、組合の消防力及び北海道内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。

詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

- (1) 災害の概況
 - (2) 出動が必要な区域や活動内容
 - (3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 3 町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び組合内の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 町長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 5 町長は、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、知事に報告を行うものとする。特に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、知事に報告を行うものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第6 町長は、知事から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けるものとする。
- 2 町長は、知事から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けるものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

- 第7 消防長は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる災害が組合内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、北海道に対して報告するものとする。

（連絡体制）

- 第8 応援要請時の連絡体制は、次のとおりとする。
- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
 - (2) 連絡方法は、原則として有線（携帯）電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによる連絡も可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

（指揮本部の設置）

- 第9 消防長は、北海道内応援隊の派遣及び緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動に資するため、指揮本部を設置するものとする。この場合、組合消防計画（平成4年4月1日制定。以下「消防計画」という。）第2章第1節第2に定める警防本部の設置を持って指揮本部とする。
- 2 指揮本部は、消防本部庁舎内に設置するものとする。ただし、消防本部庁舎が被災等により使用できない場合は、速やかに他の施設を決定し設置するものとする。
- 3 指揮本部は消防計画に定める任務に当たるほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊等の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊等の受援に必要な事項に関すること。
- 4 指揮本部の任務責任者等は、別表第3のとおりとする。
- 5 指揮本部は、受援計画様式1、受援計画様式2及び受援計画様式3を活用し、運用するものとする。
- 6 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整のうえ、

指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 7 指揮本部は、北海道内応援隊及び緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えとともに、緊急消防援助隊等到着後は、受け入れ対応に注力するものとする。
- 8 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 9 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消防機関並びに代表消防機関代行に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 10 指揮本部は、被害が発生している構成町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。
- 11 指揮本部は、被災地を管轄する消防本部として調整本部に職員を派遣し、緊密に連携するものとする。なお、被害状況により調整本部に派遣することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。
- 12 指揮本部の情報収集、活動調整及び受入れ調整等のための派遣員は、別表第4のとおりとする。
- 13 北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第5のとおりとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第10 町長等又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、指揮支援本部長の補佐を受け、組合内で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 2 緊急消防援助隊及び北海道内応援隊の指揮系統については、別紙第4のとおりとする。
- 3 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

- 第11 北海道内の無線通信運用体制は、原則として運用要綱第32条に定めるところにより、次のとおり運用するものとする。
 - (1) 指揮本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、「統制波1」を使用するものとする。なお、被災地が複数に及ぶ等により、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、「統制波2」、「統制波3」のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するものとする。
 - (2) 都道府県大隊本部、当該都道府県に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用するものとする。なお、同一中隊、同一統合機動部隊及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信についても同様とするものとする。
 - (3) 組合の出動隊及び指揮本部間相互の無線通信は、活動波を使用するものとする。
 - (4) 指揮支援部隊長は、防災相互通信用無線（防災相互波）の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。
- 2 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第6のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

- 第12 指揮本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について、消防庁及び調整本部と協議するものとする。
 - (1) 陸上隊の進出拠点及び管轄消防本部は、別表第7のとおりとする。
 - (2) 水上小隊の進出拠点及び管轄消防本部は、調整本部が北海道災害対策本部と協議のうえ、別途指定するものとする。
- 2 指揮本部は、調整本部から進出拠点の決定の連絡があった場合は、当該進出拠点から前進拠点及び活動拠点（宿営場所を含む。）への進入経路等を調整本部に連絡するものとする。

(応援部隊の受入れ)

- 第13 指揮本部は、前進拠点及び活動拠点を決定した場合は、消防署長（以下「署長」という。）に連絡し、署長は、別表第4のとおり連絡員を各拠点に派遣するものとする。なお、連絡員を派遣し

た場合は、速やかにその旨を指揮本部に対して報告するものとする。

- 2 連絡員は、到着した応援都道府県大隊の大隊名、規模及び資機材等について確認し、指揮本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長に対して、活動拠点及び任務等の情報提供を行うものとする。
- 3 指揮本部は、組合管轄外の前進拠点及び活動拠点を選定した場合は、当該拠点を管轄する消防本部に対し、連絡員の派遣を依頼することとする。

(任務付与)

第14 指揮者は、次に掲げる事項について、到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、受援計画様式4により任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に対する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) 他の応援部隊の活動状況
- (9) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第15 指揮者は、町災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

- 2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 3 現地合同調整所の指揮は、原則、消防長又は署長が指名した者が行う。
- 4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、各部隊長、都道府県大隊等の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、北海道内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 役割分担
- (2) 活動エリア
- (3) 活動時間
- (4) 活動の中止基準
- (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
- (6) 緊急避難等の合図
- (7) 連絡手段
- (8) その他活動上、必要な事項

(資機材の貸出し)

第16 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 組合構成市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第8とおりにする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第17 ヘリコプターの離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整のうえ、必要がある場合は別表第4のとおりフォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。

(宿営場所)

第18 指揮本部は、宿営場所について消防庁及び調整本部と協議し、災害の状況、北海道内応援隊及び緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部が別表第10のうちから宿営場所を選定する。協議に当たっては、状況に応じ、近隣市町村に設置することも考慮すること。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担を考慮し、被災者の避難施設と供用しない場所から選定するものとする。
- 3 指揮本部は、決定された宿営場所の施設管理者と調整するとともに、署長に連絡し、署長は北海道内応援隊及び緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて別表第4のとおり派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第19 指揮本部は、燃料の補給場所について、調整本部へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。
- 3 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議のうえ、別途指定するものとする。

(燃料調達要請)

第20 指揮者は、燃料の調達が必要と判断した場合は、町災害対策本部と協議し、それぞれが協定を締結している団体に燃料の供給を要請するものとする。

(重機派遣要請)

第21 指揮者は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、災害時における協定等に基づき、組合と協定を締結している団体に協力を要請するものとする。

(物資等調達要請)

第22 指揮者は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、町災害対策本部と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき、それぞれが協定を締結している団体に食糧及び医薬品等の供給を要請するものとする。

(部隊移動)

第23 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第2又は別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第24 町長は、知事から長官の部隊移動に関し要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、町災害対策本部と協議のうえ、要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

(知事の指示による部隊移動)

第25 町長は、調整本部から知事の部隊移動に関する意見を求められた場合は、町災害対策本部と協議のうえ、回答するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第26 町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

- 2 緊急消防援助隊の引揚げについては、前項による活動終了の連絡を受けて、知事が政府現地対策本部等と調整のうえ決定する。この場合において、町長は電話により通知され、書面による通知をファクシミリにより受け取るものとする。
- 3 応援部隊の引揚げは、緊急消防援助隊、北海道内応援隊の順とする。

第7章 経費処理等

(北海道広域消防相互応援協定に基づく経費)

第27 広域応援協定に基づく応援の経費については、広域応援協定第11条の規定によるものとする。

(緊急消防援助隊の活動に要する経費)

第28 法第44条第5項の規定により、長官の指示で緊急消防援助隊として出動した場合は、法第49条の規定により、政令で定める下記の経費については、国が負担する。

また、法第44条第1項の規定により、長官の求めに対し出動した場合には、出動に係る経費は、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金交付規程の定めるところにより、同交付金の交付を受けることができる。

- (1) 特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
 - (2) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
 - (3) 前(1)、(2)に掲げるもののほか、緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費
- 2 応援に係る経費については、応援市町村が一旦、それを負担し、国庫負担の場合には、国に対して負担金交付申請を行うものとする。
- また、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金にあっては、受援町長の同協会への申請を受け、応援市町村は同協会に消防広域応援実績報告書を提出し交付を受けるものとする。
- 3 高速自動車国道及び有料都道府県道路等の有料道路の通行については、通行料の徴収が免除される。

第8章 その他

(情報共有)

第29 指揮本部、調整本部及び指揮支援本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第30 消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関
- (9) その他応援部隊の活動に必要と認められる事項

(災害時の体制整備)

第31 町長及び消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第 32 消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、北海道が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

2 消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに北海道に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(航空部隊の受援計画)

第 33 航空部隊の受援計画については、本計画に定める事項のほか、北海道緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定めるものとする。

附 則

この計画は、令和 3 年 2 月 1 日から

用語の定義

No.	用 語	内 容	備 考
1	法	「消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日消防震第 9 号）」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年 3 月 31 日消防広第 74 号）」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）」をいう。	
5	広域応援協定	「北海道広域消防相互応援協定（平成 3 年 2 月 13 日）」をいう。	
6	アクションプラン	基本計画第 4 章 4 に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針」、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」を指す。	要請要綱 第 2 条(17)
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第 44 条第 1 項
8	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱 第 2 条(6)
9	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画 第 4 章 2 (1)
10	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第 4 章 2 (2)
11	地区	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、北海道内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	広域応援協定 第 3 条
12	代表消防機関	都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防本部をいう。	基本計画 第 2 章第 2 節 2 広域応援 協定第 4 条
13	代表消防機関代行 （地区代表消防機関）	地区内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う。また、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防本部をいう。	要請要綱 第 1 章第 2 条(7) 広域応援協定 第 4 条の 2
14	迅速出動	法第 44 条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱 第 2 条 (14)
15	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱 第 2 条(12)
16	前進拠点	緊急消防援助隊が進出拠点から被災地へ進出するための目標とする拠点をいう。	
17	活動拠点	緊急消防援助隊が被災地において主に宿営等を行う拠点をいう。	
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画 第 1 章第 2 節
19	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第 2 条(2) 組合警防規程 第 45 条
20	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第 2 条(3)

21	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第 44 条の 2
22	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第 16 条
23	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第 2 章第 5 節 1 (1)
24	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第 2 章第 5 節 1 (3)
25	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱 第 18 条
26	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第 2 章第 2 節 3
27	統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第 2 章第 5 節 2
28	エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第 2 章第 5 節 3
29	迅速出動	法第 44 条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付の緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱 第 2 条(12)
30	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
31	航空隊	法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱 第 2 条(11)
32	NBC 災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・ N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又は恐れがある事故により生じる災害をいう。 ・ B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はその恐れがある事故により生ずる災害をいう。 ・ C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散またはその恐れがある事項により生ずる災害をいう。	運用要綱 第 2 条(9)～(11)
33	部隊移動	法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱 第 2 条(16)

関係機関連絡先

1 主要関係機関

区分	時間 帯別	連絡・要請 窓口	N T T		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	
国	日中	広域応援室 直直室	03-5253-7527	03-5253-7537	90-43412	90-49033	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49033	
	夜間		03-5253-7777	03-5253-7553	90-49016	90-49036			
北海道	日中	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	01-11	01-11	TN-001-210-22-575	TN-001-210-22-729	
	夜間								
北海道	日中	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	01-11-39-898	—	TN-001-210-39-898	TN-001-210-39-899	
	夜間								
港湾	日中	建設部総務課	011-204-5532	011-232-4138	—	—	TN-001-210-29-111	TN-001-210-29-149	
	夜間								
道内代表消防機関及び代表消防機関代行									
札幌市消防局（総括）	日中	消防救助課	011-215-2060	011-271-0610			TN-001-235-32060	TN-001-235-43060	
	夜間	指令課	011-215-2080	011-261-9119			TN-001-235-32080	TN-001-235-43080	
函館市消防本部（道西）	日中	警防課警防係	0138-22-2146	0138-27-6199					
	夜間	指令課	0138-22-2126	0138-26-3408					
苫小牧市消防本部（道南）	日中	警防課警防担当	0144-84-5023	0144-84-5037					
	夜間	指令課	0144-84-5048	0144-57-5363					
小樽市消防本部（道央）	日中	警防課警防係	0134-22-9138	0134-22-9182					
	夜間	警防課通信指令係	0134-22-9137	0134-22-5345					
旭川市消防本部（道北）	日中	消防救急課	0166-33-9962	0166-33-9905					
	夜間	指令課	0166-33-9961						
釧路市消防本部（道東）	日中	警防課	0154-23-4383	0154-22-8204					
	夜間	通信指令課	0154-22-2150	0154-23-0429					
指揮支援部隊長（代行含む。）及び指揮支援隊所属消防本部									
札幌市消防局	日中	消防救助課	011-215-2060	011-271-0610			TN-001-235-32060	TN-001-235-43060	
	夜間	指令課	011-215-2080	011-261-9119			TN-001-235-32080	TN-001-235-43080	
仙台市消防局	日中	警防課	022-234-1111	022-234-4280			TN-004-621-2219	TN-004-621-2219	
	夜間	指令課		022-234-2364			TN-004-621-6666	TN-004-621-2289	
東京消防庁	日中	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476			TN-013-601-9501-3545	TN-013-601-9501-6704	
	夜間								
横浜市消防局	日中	警防部警防課	045-334-6713	045-331-5221			TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-740	
	夜間	司令課	045-334-1351						
千葉市消防局	日中	警防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	TN-012-101-800-3111	TN-012-101-800-3109	
	夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669			
新潟市消防局	日中	警防課	025-288-3250	025-288-3255			TN-015-492-2053	TN-015-492-2049	
	夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275			TN-015-492-2074	TN-015-492-2079	

第1次出動 都道府県【陸上隊】

青森県	危機管理局	日中 夜間	消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	02-221	02-229	TN-022-801-810-4134	TN-002-801-6021
青森県	青森地域広域事務組合消防本部	日中 夜間	通信指令課	017-775-0851	017-775-1444			TN-002-801-9012	—
岩手県	総務部	日中 夜間	総合防災室	019-629-5151	019-629-5174	03-17	03-40	TN-003-111-22-5151	TN-003-111-21-181
岩手県	盛岡地区広域消防本部	日中 夜間	警防課 通信指令課	019-626-7402 019-622-0119	019-651-9916 019-626-4016			TN-003-414-1 TN-003-414-2	TN-003-414-9
宮城県	総務部	日中 夜間	消防課 防火センター	022-211-2374 022-211-2140	022-211-2398	04-8-2374 04-8-2140	04-8-2398 04-8-2120	TN-004-220-8-2374 TN-004-220-8-2140	TN-004-220-8-2398
宮城県	仙台市消防局	日中 夜間	警防課 指令課	022-234-1111	022-234-4280 022-234-2364			TN-004-621-2320 TN-004-621-6666	TN-004-621-2219 TN-004-621-2289
秋田県	総務部	日中 夜間	総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	05-11	05-52	TN-005-100-100569	TN-005-100-100600
秋田県	秋田市消防本部	日中 夜間	警防課 指令課	018-823-4243 018-823-4265	018-823-9006 018-823-7214			TN-005-201-474 TN-005-201-326	TN-005-201-410 TN-005-201-340

出動準備 都道府県【陸上隊】

山形県	防災くらし安心部消防救急課	日中 夜間	消防救急課 宿直室	023-630-2227 023-630-2754	023-633-4711	06-511	06-500	TN-7-006-800-1245	TN-7-006-800-1502
山形県	山形市消防本部	日中 夜間	警防課 通信指令課	023-634-1197 023-634-1198	023-631-7320			TN-7-006-744-901	TN-7-006-744-950
福島県	危機管理部	日中 夜間	消防保安課 担当携帯	024-521-7190 080-6028-8969	024-521-9829	07-61	07-60	TN-007-201-2629	TN-007-201-5625
福島県	福島市消防本部	日中 夜間	警防課 通信指令課	024-534-9102 024-534-0119	024-534-0310			TN-007-270-88-222 TN-007-270-01	TN-007-270-10
茨城県	防災・危機管理部	日中 夜間	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887			TN-008-100-2896	TN-008-100-2887
茨城県	水戸市消防本部	日中 夜間	防災・危機管理課 消防救助課 消防救助課	029-301-2885 029-221-0124 029-221-0111	029-301-2898 029-224-1139 029-221-0147			TN-008-100-2880 TN-008-510-8400 TN-008-510-8400	TN-008-100-2898 TN-008-510-8450 TN-008-510-8450
栃木県	県民生活部	日中 夜間	危機管理課	028-623-2136	028-623-2146	09-7502	09-7506	TN-009-500-2136	TN-009-500-2146
栃木県	宇都宮市消防局	日中 夜間	警防課 通信指令課	028-625-5500	028-625-5509 028-625-3001	09-651-02	09-651-01	TN-009-651-411	TN-009-651-01
群馬県	総務部	日中 夜間	消防保安課	027-220-2250	027-221-0158	10-351	10-310	TN-010-300-1-2250	TN-010-300-1-4453
群馬県	前橋市消防局	日中 夜間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528			TN-010-701-1400	TN-010-701-1490

関係機関連絡先

1 主要関係機関

区分	時間 帯別	連絡・要請 窓口	N T T		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	
出動準備 都道府県【陸上隊】									
埼玉県	日中	消防課	048-830-8171	048-830-8159	11-6-8171	11-6-8159	TN-011-200-6-8171	TN-011-200-6-8159	
	夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	11-6-8111	11-6-8119	TN-011-200-6-8111	TN-011-200-6-8119	
さいたま市消防局	日中	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201			TN-011-704-5512	TN-011-704-5095	
	夜間	指令課	048-833-5000	048-833-1237			TN-011-704-5321	TN-011-704-5390	
千葉県	日中	危機管理課	043-223-2175	043-222-1127	500-7320	500-7298		TN-012-500-7298	
	夜間	情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110		TN-012-500-7320	
千葉県	日中	消防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	TN-012-101-800-3111	TN-012-101-800-3109	
	夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669			
東京都	日中	防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	13-70671	13-70013	TN-013-100-70671	TN-013-100-70013	
	夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	13-70349	13-70023	TN-013-100-70349	TN-013-100-70023	
東京都	日中	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476			TN-013-601-9501-3545	TN-013-601-9501-6704	
	夜間	警防部警防課							
神奈川県	日中	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	14-9722	14-9734	TN-014-400-9722	TN-014-400-8829	
	夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409			TN-014-400-3456	TN-014-400-6409	
神奈川県	日中	警防部警防課	045-334-6713	045-331-5221			TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-740	
	夜間	司令課	045-334-1351				TN-014-700-10-721		
新潟県	日中	消防課	025-282-1664	025-282-1667	15-11	15-11	TN-015-401-20-6442	TN-015-401-20-6497	
	夜間	警備員室	025-285-5511						
新潟県	日中	消防課	025-288-3250	025-288-3255			TN-015-492-2053	TN-015-492-2049	
	夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275			TN-015-492-2074	TN-015-492-2079	
富山県	日中	消防課	076-444-3188	076-432-0657			TN-016-111-3364	TN-016-111-2827	
	夜間	宿直室	076-444-3187				TN-016-111-3363		
富山県	日中	消防課	076-493-4872	076-493-4018					
	夜間	指令課	076-493-4141	076-493-4011					
石川県	日中	消防保安課	076-225-1481	076-225-1484	17-4288	17-6897	TN-017-111-4288	TN-017-111-6743	
	夜間	消防保安課							
石川県	日中	消防課	076-280-3094	076-280-0020			TN-017-451		
	夜間	情報指令課	076-280-0119	076-280-4999					

2 その他の機関

区分	時間 帯別	連絡・要請 窓口	NTT		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク		備考
			電 話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X	
陸上自衛隊北部方面総監部	日中	防衛課運用班	011-511-7116(2504)	011-511-7116(3825)					
	夜間		011-511-7116(2576)	011-511-7183					
航空自衛隊第2航空団	日中	司令部防衛部	0123-23-3101(内線2231)	0123-23-3101(内線2769)					
	夜間		0123-23-3101(内線3800)	0123-23-3101(内線2769)					
第一管区海上保安本部	日中	救難課	0134-27-0118	0134-27-6187					
	夜間		0134-27-6172	0134-21-2835					
北海道警察本部	日中	警備課災害第二係	011-251-0110(5741)	011-219-2409					
	夜間		011-251-0110(5700)	011-219-2409					
東日本電信電話(株)北海道事業部	日中	警備部災害対策室	011-212-4466	011-222-9254					
	夜間		011-212-4466	011-222-9254					
(株)エス・ティ・ティ・ドコモ北海道	日中	災害対策室	011-242-1961	011-241-5355					
	夜間		011-242-1961(転送)	011-241-5355					
日本赤十字社北海道支部	日中	事業推進課救護普及係	011-231-7126	011-231-7128					
	夜間		011-231-7126	011-231-7128					
東日本高速道路(株)北海道支社	日中	道路管制センター	011-892-6176	011-892-6177					
	夜間		011-892-6176	011-892-6177					
北海道電力(株)	日中	総務・防災グループ	011-251-4965	011-251-0329					
	夜間		090-3118-0260						
川崎近海汽船(株)	日中	北海道支社	050-3821-1452	011-222-0593					
	夜間								
商船三井フェリー(株)	日中	北海道支社	011-261-5781	011-221-6020					
	夜間								
新日本フェリー(株)	日中	大阪本社営業企画部	06-6345-3995	06-6347-0638					
	夜間		本社営業企画部長 寺越 博晃 東京支店長 宮下 良司	080-3499-2515 080-2401-5214					
太平洋フェリー(株)	日中	北海道支店	011-281-1911	011-222-6209					
	夜間		北海道支店	011-281-1911	011-222-6209				
津軽海峡フェリー(株)	日中	函館フェリーターミナル	0138-43-4545						
	夜間								
ハートランドフェリー(株)	日中	稚内支店	0162-23-3780	0162-23-6730					
	夜間		江差支店	0139-52-1066	0139-52-4035				
ハートランドフェリー(株)	日中	稚内支店	090-1525-1006	090-1525-1006					
	夜間		江差支店	090-5951-0861	090-5951-0861				

指揮本部任務分担

担当任務	初動時 優先業務	責任者	備 考
被害情報の収集、整理、分析	優先	予防課長	
消防庁、調整本部、北海道内応援隊 町災害対策本部との連絡調整	優先	消防課長	緊急消防援助隊動態情報システム、支 援情報共有ツール等も活用
応援隊に対する情報提供	優先		・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通波設備の整備状況 等
指揮支援本部の設置場所の選定 指揮支援隊の受入	※優先		※指揮支援部隊長より設置の依頼を 受けた場合
進出拠点への連絡員の派遣要請			・管轄消防本部へ派遣要請 ・援助隊の規模等情報 ・前進拠点の情報
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理			受援計画様式4を活用
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等)			・情報共有 ・活動調整会議の開催
重機・車両・資機材等の手配			組合の協定に基づく手配や北海道内 消防本部へ支援を依頼
リエゾンの派遣調整	優先	総務課長	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設営調整			・安全性の確認 ・施設管理者との調整
燃料の調達			給油場所のみでは十分に供給できな い場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送			宿営場所、長期の活動が見込まれる現 場等へ必要に応じて仮設トイレ等を 調達
各連絡員等の派遣調整		消防署長	進出拠点、宿営場所 現地指揮所、救急小隊
現地合同調整所の設置			必要に応じ災害現場に設置
応援隊への地図及び資機材の提供			・広域地図（通行障害を含む） ・活動拠点付近図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所 等
活動記録			・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

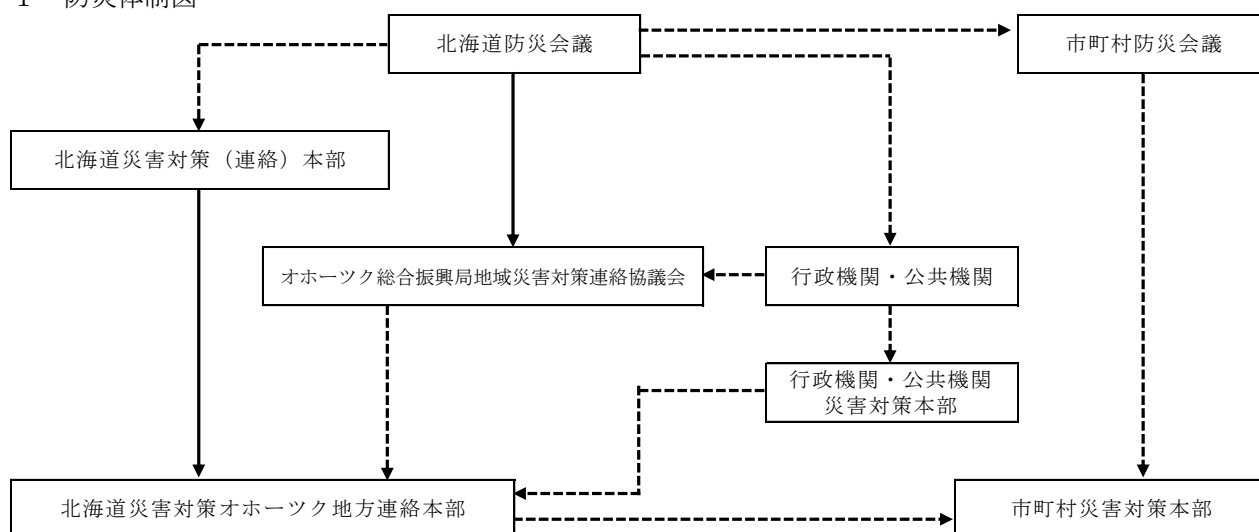
別表第4

受援に係る派遣先

派遣先・担当業務	派遣期間	派遣調整責任者	担当所属	携行品	備考
北海道調整本部 リエゾン ・調整本部の運営 ・被害状況の共有 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	応援等要請～ 調整本部廃止 24時間派遣	総務課長	消防本部 全課	・携帯電話 ・北海道、組合受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	災害初期は2名派遣(内1名は消防司令以上)
町災害対策本部 リエゾン ・町災害対策本部の運営 ・被害状況の共有 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	町災害対策本部 設置後～ 活動終了 24時間派遣			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・北海道、組合受援計画 ・管内地図 ・PC(タブレット端末) ・ベスト(所属名入り)	災害初期は2名派遣(内1名は消防司令以上)
指揮支援隊 送迎員 (ヘリコプター離着陸場→指揮支援本部)	ヘリ輸送による 到着時のみ	消防署長	消防署	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	2名派遣(内1名は、消防司令補以上)
前進拠点 連絡員 ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示 ・活動場所、宿営場所までの経路伝達	都度			・受付用テント、机 ・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・北海道、組合受援計画 ・管内地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	3名派遣(内1名は消防司令補以上)
宿営場所 連絡調整員 ・宿営施設との現地調整 ・受入れ後の施設の説明 ・配置レイアウト案の提示	緊援隊到着前 ～引揚げ			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・北海道、組合受援計画 ・管内地図、宿営場所見取図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	災害初期は2名派遣(内1名は消防司令補以上)
現地合同調整所 ・活動場所までの誘導 ・現地指揮所、現地救急指揮所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・情報共有(支援情報共有ツール等) ・地図、資機材の貸出し	各災害現場 の活動中 ※必要に応じ 設置する			・テント、机 ・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・活動拠点付近図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	指揮者1名(消防署長又は消防署長が指名した者) 隊員2名(内1名は消防司令補以上)
現地指揮所 連絡調整員 ・活動場所までの誘導 ・現地合同調整所、現地指揮所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・情報共有(支援情報共有ツール等) ・地図、資機材の貸出し	各隊の 活動中			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・活動拠点付近図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・タブレット端末 ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	各現地指揮所(北海道内応援隊、緊急消防援助隊の大隊・各部隊)に2名派遣(内1名は消防司令補以上)
救急隊、救急小隊 連絡調整員 ・現場、搬送先医療機関までの案内 ・搬送先医療機関の選定	各隊の 活動中			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・感染防止衣	救急隊(北海道内応援隊)、救急小隊(緊急消防援助隊)に職員1名を同乗させる。
フォワードベース ランディングポイント 安全管理員	都度			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	航空指揮本部と調整の上、必要に応じて配置

防災体制及び災害対策本部主管課

1 防災体制図



(注) 1 上記体制図における表示は次の事項を表す。

- (1) 命令系統
- (2) 指示又は相互連絡体制

2 北海道災害対策本部主管課（オホーツク総合振興局）

部課名	係名	電話	F A X	住所
地域創生部	主査	0152-41-0625	0152-44-7261	〒093-8585
地域政策課	(防災)	(内) 2191		網走市北7条西3丁目

3 市町村災害対策本部主管課（オホーツク管内）

市町村名	課・係名・担当	電話	F A X	住所
北見市	総務部防災危機管理室防災係	0157-25-1171	0157-25-6932	北見市桜町2丁目9番1号（仮庁舎）
置戸町	企画課企画係	0157-52-3311	0157-52-3353	置戸町字置戸181番地
訓子府町	総務課交通防災係	0157-47-2111	0157-47-2600	訓子府町東町398番地
網走市	企画総務部総務防災課	0152-44-6111	0152-43-5404	網走市南6条東4丁目1番地
大空町	総務課庶務係	0152-74-2111	0152-74-2191	大空町女満別西3条4丁目1番1号
紋別市	総務課庶務係	0158-24-2111	0158-24-6925	紋別市幸町2丁目1番18号
滝上町	住民生活課生活活動環境係	0158-29-2111	0158-29-3588	滝上町字滝上市街地4条通2丁目1番地
興部町	総務課総務厚生係	0158-82-2131	0158-82-2990	興部町字興部710番地
西興部村	企画総務課企画係	0158-87-2111	0158-87-2777	西興部村字西興部100番地
雄武町	住民生活課住民活動係	0158-84-2121	0158-84-2844	雄武町字雄武700番地
斜里町	総務部企画総務課企画調査係	0152-23-3131	0152-23-4150	斜里町本町12番地
清里町	総務課管財グループ	0152-25-2131	0152-25-3571	清里町羽衣町13番地
小清水町	総務課総務係	0152-62-2311	0152-62-4198	小清水町元町2丁目1番地1号
美幌町	総務部総務グループ防災担当	0152-73-1111	0152-72-4869	美幌町字東2条北2丁目25番地
津別町	総務課庶務係	0152-76-2151	0152-76-2976	津別町字幸町41番地
遠軽町	総務部危機対策室	0158-42-4811	0158-42-3688	遠軽町1条通北3丁目1番地1
佐呂間町	総務課総務係	01587-2-1211	01587-2-3368	佐呂間町字永代町3番地の1
湧別町	総務課情報防災グループ	01586-2-2111	01586-2-2511	湧別町上湧別屯田市街地318番地

地区別消防本部名及び基地局呼出符号

◎総括代表消防機関 ○地区代表消防機関

地区	消防本部名等	基地局呼出符号	構成市町村
道	北海道防災航空室	どうぼうさい	
道央	◎札幌市消防局	さっぽろしょうぼう	札幌市
	○小樽市消防本部	おたるしょうぼう	小樽市
道南	○苫小牧市消防本部	とまこまいしょうぼう	苫小牧市
道西	○函館市消防本部	はこだてしょうぼう	函館市
道北	○旭川市消防本部	あさひかわしょうぼう	旭川市、上川町、鷹栖町
道東	○釧路市消防本部	せんしょうほんぶ	釧路市、白糠町
	網走地区消防組合消防本部	あばしりしょうぼう	網走市、大空町
	北見地区消防組合消防本部	きたみしょうぼう	北見市、置戸町、訓子府町
	美幌・津別広域事務組合消防本部	びほろしょうぼう	美幌町、津別町
	斜里地区消防組合消防本部	しゃりしょうぼう	斜里町、小清水町、清里町
	紋別地区消防組合消防本部	もんべつしょうぼう	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	遠軽地区広域組合消防本部	えんがるしょうぼう	遠軽町、湧別町、佐呂間町
	とかち広域消防局	とかちしょうぼう	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町、清水町、中札内村、更別村、大樹町、 広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、芽室町、 本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	釧路北部消防事務組合消防本部	ほくしょうてしかが	弟子屈町、標茶町、鶴居村
	釧路東部消防組合消防本部	とうしょうあつけし	釧路町、厚岸町、浜中町
	根室市消防本部	ねむろしょうぼうほんぶ	根室市
根室北部消防事務組合消防本部	なかしべつしょうぼう	中標津町、標津町、別海町、羅臼町	

陸上隊進出拠点及び管轄消防本部

被災地域 (広域地域)	派遣手段 経路	進出港等		進出拠点		駐車 台数	港等から進出拠点への移動ルート		管轄消防本部	連絡先
		住所	住所	住所	住所		進出拠点から被災地域への移動ルート	進出拠点		
道 東	フェリー 仙石・八戸・大湊	苫小牧港 (西港) フェリータカミヅ	苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7	西港→道道259号線→国道36号線→進出拠点		港等から進出拠点への移動ルート		苫小牧市消防本部	日中 0144-84-5023
		苫小牧市入船町1-2-34	苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7	進出拠点→国道36号線→苫小牧東IC (道央道・道東道)		夜間 0144-84-5048			
	フェリー 青森・直江津	苫小牧港 (東港) 周文フェリータカミヅ	苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7	東港→国道235号線→国道36号線→進出拠点		港等から進出拠点への移動ルート		苫小牧市消防本部	日中 0144-84-5023
		勇払郡厚真町宇浜厚真17-6	苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7	進出拠点→国道36号線→苫小牧東IC (道央道・道東道)		夜間 0144-84-5048			
	フェリー 青森・大間	函館フェリータカミヅ	函館フェリータカミヅ	函館フェリータカミヅ	函館港→国道227号線→道道100号線→国道5号→進出拠点	90	港等から進出拠点への移動ルート		函館市消防本部	日中 0138-22-2146
		函館市港町3-19-2	函館市港町3-19-2	函館市港町3-19-2	進出拠点→国道227号線→国道5号→大沼公園IC (道央道)		夜間 0138-22-2126			
	フェリー 青森	函館港 (有) 青函フェリータカミヅ	函館港 (有) 青函フェリータカミヅ	函館港 (有) 青函フェリータカミヅ	函館港→国道227号線→道道100号線→国道5号→進出拠点	15	港等から進出拠点への移動ルート		函館市消防本部	日中 0138-22-2146
		函館市浅野町5-11	函館市浅野町5-11	函館市浅野町5-11	進出拠点→国道227号線→国道5号→大沼公園IC (道央道)		夜間 0138-22-2126			
	フェリー 新潟	小樽港フェリータカミヅ	勝納埠頭	小樽港 新日本海フェリータカミヅ	小樽港→国道227号線→国道5号→大沼公園IC (道央道)	50	港等から進出拠点への移動ルート		小樽市消防本部	日中 0134-22-9138
		小樽市築港7-2	小樽市築港7-2	小樽市築港7-2	進出拠点→国道5号→小樽IC (札幌道)		夜間 0134-22-9137			
	航空機	銚路空港	銚路空港	銚路空港	銚路空港→国道240号		港等から進出拠点への移動ルート		銚路市消防本部	日中 0154-23-4383
		銚路市鶴丘	銚路市鶴丘	銚路市鶴丘	空港→国道240号		夜間 0154-22-2150			

消火栓スピンドル口径

構成町名	形状	口径
遠軽町	四角形	40mm
湧別町	四角形	40mm
佐呂間町	四角形/六角形	38・35・42mm

別表第9

ヘリコプター離着陸場所

経緯・緯度は国土地理院の地図閲覧サービスによる座標測定値（世界測地系 WGS84）

市町村名	No	離着陸場名	所在地	離着陸帯の広さ (m×m)		連絡先	緯度・経度		
							N	E	
遠軽町	1	太陽の丘えんがる公園 旧陸上グラウンド	遠軽町西町1丁目1番地4	151	71	総務部危機対策室 0158-42-4811	N 44度 03分 25秒	E 143度 30分 54秒	
	2	太陽の丘えんがる公園・旧野球場	遠軽町西町1丁目1番地	100	100		N 44度 03分 21秒	E 143度 30分 58秒	
	3	遠軽中学校グラウンド	遠軽町大通北5丁目2番地1	120	125		N 44度 03分 56秒	E 143度 31分 41秒	
	4	せせらぎ広場駐車場	遠軽町2条通南2丁目河川敷	60	65		N 43度 03分 15秒	E 143度 31分 31秒	
	5	遠軽南中学校グラウンド	遠軽町東町5丁目4番地80外	120	150		N 44度 02分 26秒	E 143度 31分 45秒	
	6	えんがる球場駐車場	遠軽町東町1丁目6番地3	48	114		N 44度 03分 24秒	E 143度 32分 26秒	
	7	えんがる東球場（B球場）	遠軽町2条通北2丁目河川敷	110	110		N 44度 03分 31秒	E 143度 31分 56秒	
	8	えんがる湧別川球戯場①	遠軽町東町1丁目河川敷	67	105		N 44度 03分 33秒	E 143度 32分 11秒	
	9	えんがる湧別川球戯場②	遠軽町東町1丁目河川敷	93	180		N 44度 03分 29秒	E 143度 32分 07秒	
	10	生田原球場	遠軽町生田原503番地2	90	90		N 43度 55分 00秒	E 143度 31分 50秒	
	11	生田原公園グラウンド	遠軽町生田原239番地外	60	80		N 43度 55分 15秒	E 143度 32分 20秒	
	12	生田原中学校グラウンド	遠軽町生田原岩戸76番地外	60	120		N 43度 54分 24秒	E 143度 32分 09秒	
	13	安国中学校グラウンド	遠軽町生田原安国21番地1外	50	50		N 43度 59分 33秒	E 143度 32分 24秒	
	14	キララン清里グラウンド	遠軽町生田原清里956番地	50	50		N 43度 51分 38秒	E 143度 30分 30秒	
	15	丸瀬布総合グラウンド	遠軽町丸瀬布新町79番地	160	80		N 44度 00分 20秒	E 143度 20分 30秒	
	16	丸瀬布総合スポーツ公園	遠軽町丸瀬布新町402番地1	100	70		N 43度 59分 50秒	E 143度 20分 19秒	
	17	丸瀬布小学校グラウンド	遠軽町丸瀬布東町113番地	100	90		N 44度 00分 32秒	E 143度 20分 35秒	
	18	旧丸瀬布小学校上武利分校グラウンド	遠軽町丸瀬布上武利200番地1外	90	50		N 43度 54分 55秒	E 143度 19分 54秒	
	19	白滝山村広場	遠軽町白滝265番地1	95	95		N 43度 52分 26秒	E 143度 10分 29秒	
	20	白滝中学校グラウンド	遠軽町白滝942番地1	91	90		N 43度 52分 44秒	E 143度 10分 32秒	
	21	旧三和小中学校グラウンド	遠軽町上白滝202番地	77	75		N 43度 52分 30秒	E 143度 08分 20秒	
湧別町	23	上湧別中学校グラウンド	湧別町上湧別屯田市街地1番地の1	200	111	総務課 情報防災グループ 01586-2-2111	N 44度 09分 35秒	E 143度 34分 45秒	
	24	上湧別百年記念公園	湧別町中湧別中町3020番地の1	120	73		N 44度 11分 02秒	E 143度 35分 45秒	
	25	中湧別野球場	湧別町中湧別南町905番地	88	118		N 44度 10分 55秒	E 143度 35分 17秒	
	26	湧別町立湧別小学校グラウンド	湧別町錦町211番地の1	80	200		N 44度 12分 56秒	E 143度 36分 35秒	
佐呂間町	27	佐呂間町総合グラウンド	佐呂間町字西富230番地1	200	130	総務課庶務係 01587-2-1211	N 44度 00分 16秒	E 143度 45分 21秒	
	28	佐呂間町武道館温水プール駐車場	佐呂間町字西富1番地1	50	60		N 44度 01分 19秒	E 143度 46分 10秒	
	29	佐呂間中学校グラウンド	佐呂間町字幸町9番地1	160	100		N 44度 01分 09秒	E 143度 46分 32秒	
	30	佐呂間小学校グラウンド	佐呂間町字幸町1番地1	100	80		N 44度 01分 11秒	E 143度 46分 14秒	
	31	浜佐呂間小学校グラウンド	佐呂間町字浜佐呂間167番地	75	94		N 44度 04分 55秒	E 143度 56分 52秒	
	32	旧栄小学校グラウンド	佐呂間町字栄3番地の1	94	49		N 43度 57分 31秒	E 143度 39分 46秒	

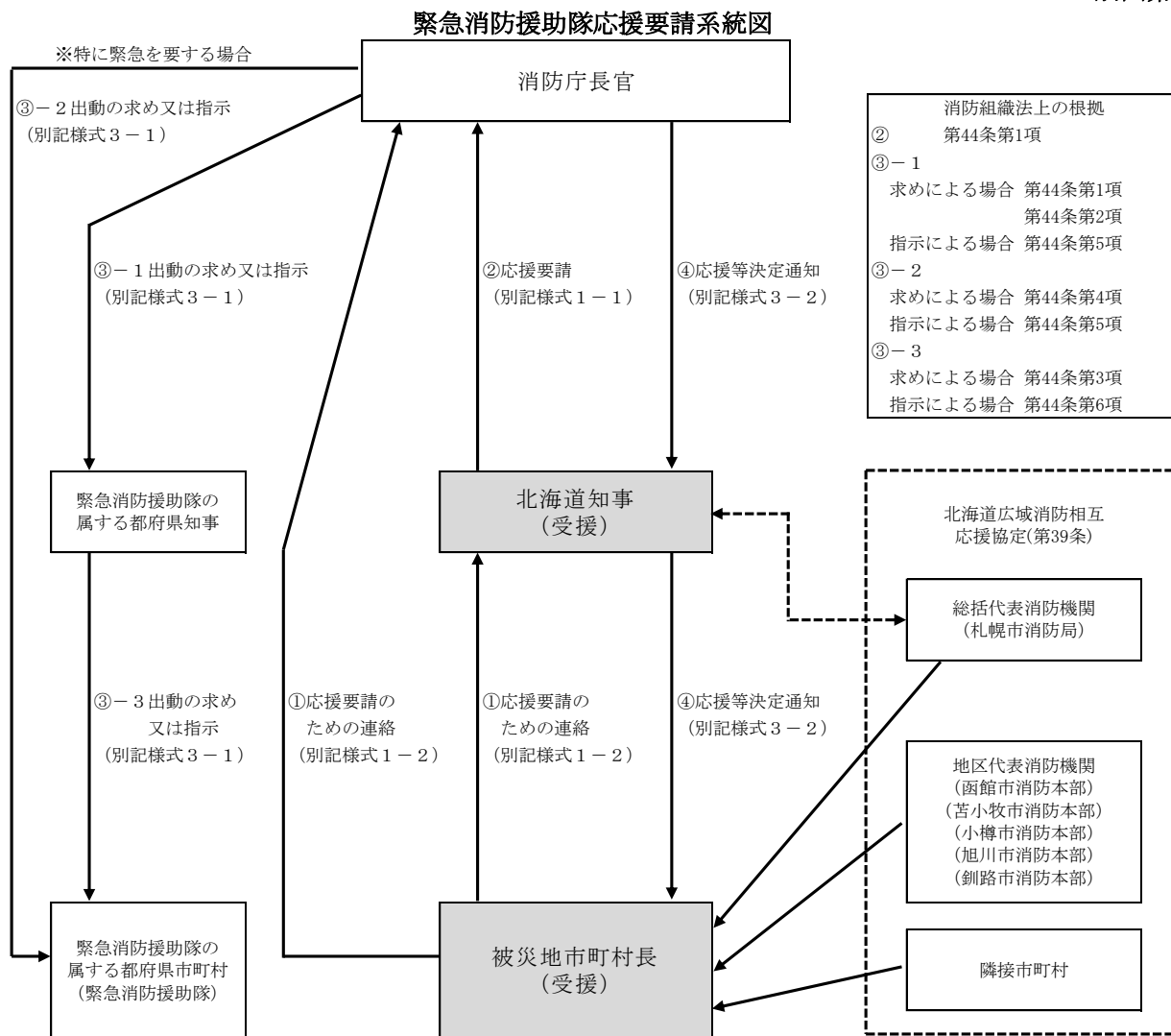
野営可能場所

UTMグリッドは国土地理院の地図閲覧サービスによるUTM図法によって緯度、経度をグリッド線によって分割して表したものを。

市町村	No.	名称	所在地	屋内	屋外	トイレ	水道	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数 (台)	連絡先	UTMグリッド
遠軽町	1	太陽の丘えんがる公園 (虹のひろば含む)	遠軽町西町1丁目1番地	○ (一部)	○	○	○	芝・土・舗装	120	総務部危機対策室 0158-42-4811	54TYP01108150
	2	遠軽町総合体育館 (公設グラウンド含む)	遠軽町西町1丁目2	○	○	○	○	砂利	40		54TYP01408110
	3	遠軽小学校グラウンド	遠軽町西町3丁目3-15		○	○	○	土	50		54TYP00808000
	4	旧遠軽小学校屋内体育館	遠軽町西町2丁目11-1	○	○			土	40		54TYP01108050
	5	遠軽町武道館 (遠軽球場・多目的広場含む)	遠軽町東町1丁目6-11	○	○	○	○	芝・舗装	60		54TYP03408100
	6	遠軽コミュニティセンター (高齢者スポーツセンター含む)	遠軽町東町2丁目2-59	○	○	○	○	芝・舗装	15		54TYP03408080
	7	遠軽町基幹集落センター	遠軽町東町2丁目2-59	○		○	○		10		54TYP03408070
	8	えんがる温水プール (えんがる球技場含む)	遠軽町福路2丁目1-2	○	○	○	○	芝・人工芝・舗装	60		54TYP01707990
	9	生田原女性・若者等活動促進施設 「かぜる安園」	遠軽町生田原安園84-1	○		○	○		20		54TYP03407410
	10	安国小学校グラウンド	遠軽町生田原安園271-1		○	○	○	土	30		54TYP03507350
	11	安国中学校グラウンド	遠軽町生田原安園22-1		○	○	○	土	40		54TYP03607430
	12	生田原集会施設「かぜる西」	遠軽町生田原668-1	○	○	○	○	舗装	10		54TYP03506500
	13	生田原小学校グラウンド	遠軽町生田原710-1					土	40		54TYP03406510
	14	生田原中学校グラウンド	遠軽町生田原712		○	○	○	芝	50		54TYP03607430
	15	キララン清里	遠軽町生田原清里956	○	○	○	○	芝	20		54TYP01505930
	16	丸瀬布小学校グラウンド	遠軽町丸瀬布東町113		○	○	○	土	30		54TXP87707550
	17	丸瀬布中学校グラウンド	遠軽町丸瀬布新町78		○	○	○	土	40		54TXP87807510
	18	丸瀬布中央公民館 (スポーツプラザTAMOKU含む)	遠軽町丸瀬布水谷町12-3	○	○	○	○	芝・舗装	20		54TXP87107520
	19	白滝中学校グラウンド	遠軽町白滝942-1		○	○	○	土	30		54TXP74706070
湧別町	20	湧別小学校グラウンド	湧別町錦町211-1		○	○	○	土	40	総務課情報防災グループ 01586-2-2111	54TYP08509910
	21	湧別中学校グラウンド	湧別町錦町223		○	○	○	土	40		54TYP08409880
	22	湧別町運動公園 (湧別球場含む)	湧別町東37-1		○	○	○	芝・土・舗装	20		54TYP09709980
	23	湧別総合体育館 (町民憩いの広場・すばく湧別含む)	湧別町栄町155-1	○	○	○	○	芝	20		54TYP08909970
	24	レイクパレス	湧別町登栄床154-3	○	○	○	○	芝・舗装	15		54TYP18709650
	25	芭露畜産研修センター	湧別町芭露248-5	○	○	○	○	舗装	20		54TYP14809280
	26	芭露学園グラウンド	湧別町芭露411		○	○	○	土	40		54TYP15009200
	27	旧芭露小学校グラウンド	湧別町芭露879		○	○	○	土	30		54TYP14509180
	28	ファミリー愛ランドユウ	湧別町志撫子6-2		○	○	○	芝・舗装	65		54TYP17509000
	29	中湧別小学校グラウンド	湧別町中湧別南町914		○	○	○	土	30		54TYP07009540
	30	中湧別総合体育館 (中湧別野球場・社会福祉会館含む)	湧別町中湧別南町905-2	○	○	○	○	芝・舗装	20		54TYP05909290
	31	上湧別百年記念公園 (文化センター・TOM含む)	湧別町中湧別中町3020-1	○	○	○	○	芝・舗装	60		54TYP07509580
	32	上湧別農村環境改善センター (上湧別ソフトボール場含む)	湧別町上湧別屯田市街地67-8	○	○	○	○	芝・土	15		54TYP05409170
	33	上湧別中学校グラウンド	湧別町上湧別屯田市街地1-1		○	○	○	芝・土	50		54TYP05909280
	34	上湧別チュリップ公園	湧別町北兵村一区590		○	○	○	芝・土・舗装	50		54TYP06209290
	35	五鹿山パークゴルフ場	湧別町北兵村二区100	○ (一部)	○	○	○	芝・舗装	30		54TYP08509550
	36	開盛小学校グラウンド	湧別町開盛462-3		○	○	○	土	30		54TYP02208540
佐呂間町	37	佐呂間小学校グラウンド	佐呂間町字幸町1-1		○	○	○	土	30	総務課庶務係 01587-2-1211	54TYP22007780
	38	佐呂間中学校グラウンド	佐呂間町字幸町9-1		○	○	○	土	50		54TYP22307780
	39	佐呂間町体育館 (総合公園・佐呂間球場含む)	佐呂間町字西富232	○	○	○	○	芝・土	50		54TYP20807590
	40	佐呂間町武道館温水プール	佐呂間町字西富1-1	○	○	○	○	土・舗装	50		54TYP21708000
	41	佐呂間町100年多目的広場	佐呂間町字幸町57-1		○	○	○	芝	30		54TYP22007790
	42	佐呂間町市民センター	佐呂間町字永代町166-1	○		○	○		15		54TYP22607740
	43	若佐小学校グラウンド	佐呂間町字中園38-1		○	○	○	土	30		54TYP16107300
	44	浜佐呂間小学校グラウンド	佐呂間町字浜佐呂間167		○	○	○	土	30		54TYP36008520
	45	浜佐呂間活性化センター	佐呂間町字浜佐呂間310	○		○	○		15		54TYP35608490
	46	旧仁倉小学校グラウンド	佐呂間町字仁倉454		○	○	○	土	30		54TYP33008120

陸上隊燃料補給場所

市町村	No	名称	所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)		災害拠点形成車両の給油可否	自家発電給油設備
					ガソリン	軽油		
遠軽町	1	有限会社 遠軽アポロ石油商会	遠軽大通北1丁目1-8	0158-42-4945	20	10	可	
	2	遠軽石油販売株式会社	遠軽町大通北1丁目2-1	0158-42-5231	20	16	可	
	3	北海道エネルギー株式会社 道北支店遠軽給油所	遠軽町大通北3丁目1-7	0158-42-2581	30	10	可	有
	4	鍵谷商事株式会社 遠軽給油所	遠軽町大通北6丁目3-10	0158-42-3224	10	10	可	有
	5	細野石油株式会社 遠軽給油所	遠軽町大通北7丁目1-4	0158-42-3185	13	10	可	有
	6	遠軽ツバメ石油株式会社 本店	遠軽町南町3丁目2番地5	0158-42-2628	23	10	可	
	7	井上石油株式会社	遠軽町南町3丁目3番地50	0158-42-2745	20	10	可	有
	8	茂田石油株式会社 遠軽セルフ給油所	遠軽町大通北7丁目3-35	0158-49-2012	50	20	可	
	9	株式会社渡辺興業 豊里給油所	遠軽町豊里278番地	0158-42-3319	19.2	20	可	有
	10	(株)ジェーエーえんゆう えんゆう給油所	遠軽町大通北8丁目2番地1	0158-42-3311	48	20	可	有
	11	(株)ジェーエーえんゆう セルフ給油所	遠軽町南町4丁目2-16	0158-42-3939	60	20	可	有
	12	(有)橋本建設給油取扱所	遠軽町生田原581番地	0158-45-2232		10	可	
	13	(株)ジェーエーえんゆう 生田原給油所	遠軽町生田原329番地	0158-45-2211	30	20	可	
	14	細野石油株式会社 安国給油所	遠軽町生田原水穂377番地3	0158-46-2234	4	9.6	可	
	15	(株)管野組 石油部	遠軽町丸瀬布東町166番地	0158-47-2226	30	20	可	
	16	丸瀬布石油(株)	遠軽町丸瀬布東町85番地	0158-47-3116	10	10	可	
	17	(株)ジェーエーえんゆう 白滝給油所	遠軽町白滝715番地	0158-48-2866	20	12	可	
	18	前本商事(株)	遠軽町白滝745番地	0158-48-2065	20	19.6	可	
湧別町	19	鍵谷商事株式会社 中湧別給油所	湧別町中湧別南町912番地	01586-2-2144	13	17	可	
	20	(株)ジェーエーえんゆう 上湧別給油所	湧別町上湧別屯田市街地238番地	01586-2-2074	30	20	可	有
	21	(株)湊機械店	湧別町中湧別北町110番地7	01586-2-3131	15	10	可	
	22	手塚興産(株) セルフ湧別給油所	湧別町中湧別南町540番地	01586-2-2310	28	10	可	
	23	(株)渡辺興業 中湧別給油所	湧別町北兵村1区287番地1	01586-2-5335	19	19	可	
	24	(株)ジェーエーえんゆう ゆうゆうセルフ給油所	湧別町北兵村3区41番地2	01586-2-3366	25	15	可	有
	25	(株)Aコープゆうべつ 芭露給油所	湧別町芭露313番地	01586-6-2369	28	20	可	有
	26	(株)Aコープゆうべつ 湧別給油所	湧別町錦町273-4	01586-5-2138	30	20	可	有
	27	土井産業(株)	湧別町錦町193番地の1	01586-5-2650	9.5	20	可	
	28	(株)⊕高野商店	湧別町錦町134番地の2	01586-5-2155	10	10	可	
	29	(株)タカス	湧別町曙町42番地	01586-5-2133	10	10	可	有
佐呂間町	30	(株)太陽商会 佐呂間営業所	佐呂間町字永代町37番地	01587-2-3602	20	9.6	可	
	31	(有)吉野石油販売	佐呂間町字宮前町111番地の1	01587-2-3423	14	16	可	有
	32	佐呂間漁業協同組合	佐呂間町字富武士783番地	01587-2-3324	25	20	可	
	33	佐呂間町農業協同組合 若佐給油所	佐呂間町字若佐11番地の18	01587-2-8011	4.8	4.8	可	
	34	(有)諸岡商会	佐呂間町字浜佐呂間841番地	01587-6-2550	16	10	可	
	35	佐呂間町農業協同組合 佐呂間給油所	佐呂間町字宮前町97番地の1	01587-5-2115	34	14	可	
	36	佐呂間ツバメ石油(株)	佐呂間町字宮前町176番地の2	01587-2-2511	9.9	19.8	可	有



消防組織法上の根拠
第44条第1項

③-1
求めによる場合 第44条第1項
第44条第2項
指示による場合 第44条第5項

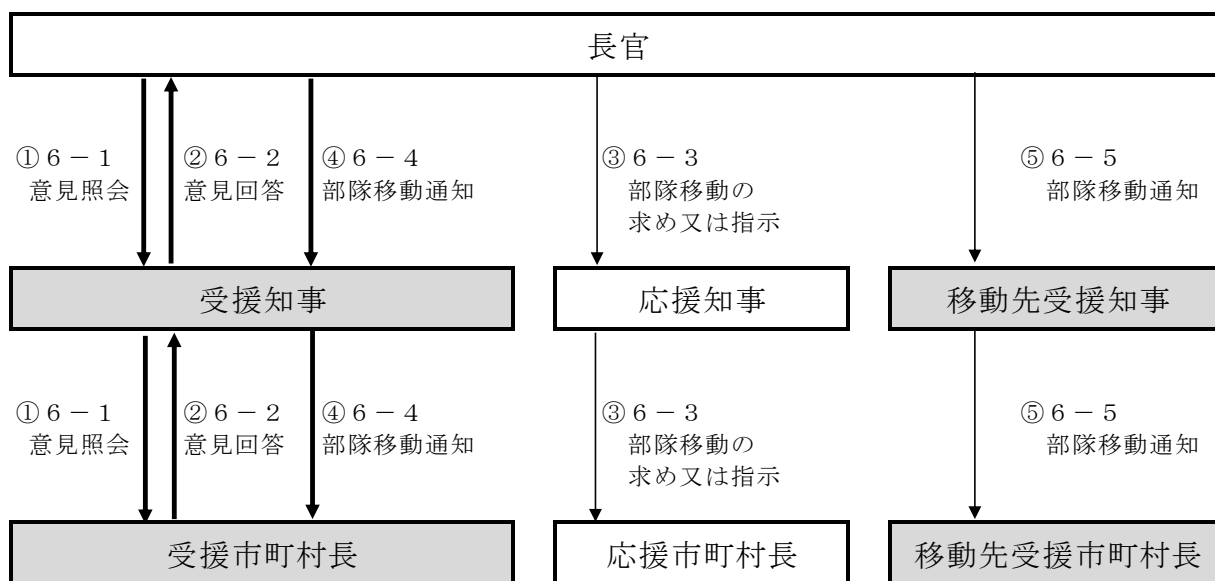
③-2
求めによる場合 第44条第4項
指示による場合 第44条第5項

③-3
求めによる場合 第44条第3項
指示による場合 第44条第6項

- 1 応援要請のための市町村長等の連絡
 - ① 要請要綱別記様式 1-2 市町村長 (受援) → 知事 (受援) ・長官
- 2 応援要請 (法第44条第 1 項)
 - ② 要請要綱別記様式 1-1 知事 (受援) → 長官
- 3 出動の求め又は指示 (法第44条第 1 項～第 6 項)
 - ③ 要請要綱別記様式 3-1 長官 → 知事 (受援) ・市町村長 (受援)
- 4 応援等決定通知
 - ④ 要請要綱別記様式 3-2 長官 → 知事 (受援) → 市町村長 (受援)

緊急消防援助部隊移動系統図

○ 長官による部隊移動の求め又は指示（都道府県を越える部隊移動）



1 部隊移動に関する意見（照会）

① 要請要綱別記様式6-1 長官 → 知事・市町村長（受援）

2 部隊移動に関する意見（回答）

② 要請要綱別記様式6-2 知事・市町村長（受援） → 長官

3 部隊移動の求め又は指示

③ 要請要綱別記様式6-3 長官 → 知事・市町村長（応援）

4 部隊移動通知

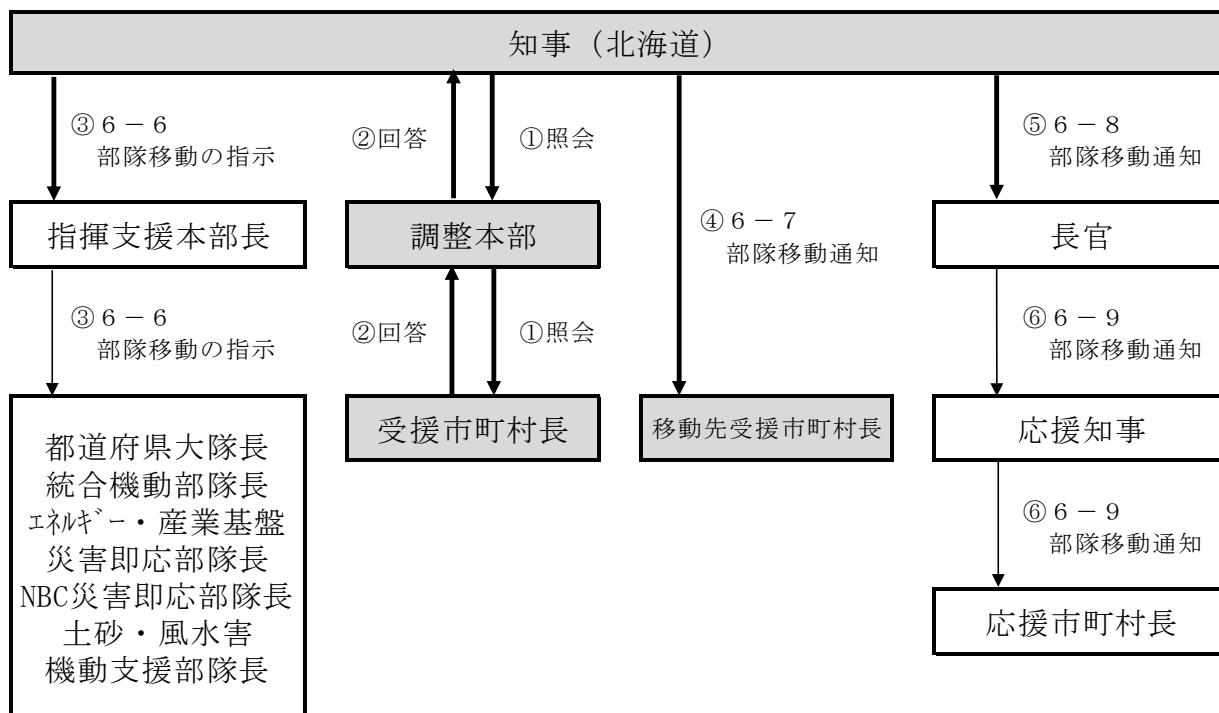
④ 要請要綱別記様式6-4 長官 → 知事・市町村長（受援）

5 部隊移動通知

⑤ 要請要綱別記様式6-5 長官 → 知事・市町村長（移動先受援）

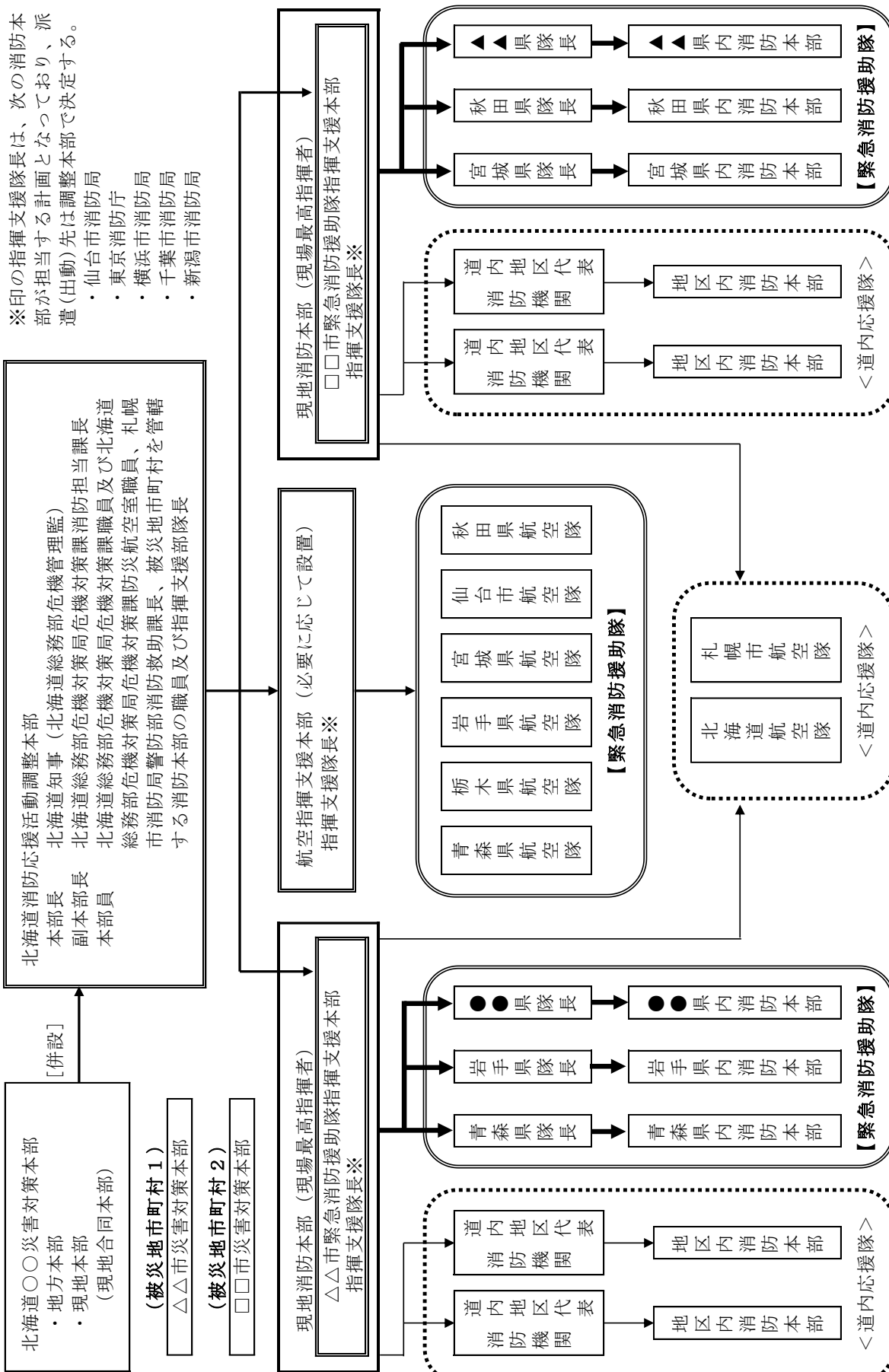
緊急消防援助隊部隊移動系統図

○知事による部隊移動の指示（北海道内の部隊移動）



- 1 部隊移動に関する意見（照会）
 - ① 知事（北海道） → 調整本部 → 受援市町村長
- 2 部隊移動に関する意見（回答）
 - ② 受援市町村長 → 調整本部 → 知事（北海道）
- 3 部隊移動の指示
 - ③ 要請要綱別記様式 6-6
知事（北海道） → 指揮支援本部長 → 都道府県大隊長又は各部隊長
- 4 部隊移動通知
 - ④ 要請要綱別記様式 6-7 知事（北海道） → 移動先受援市町村長
- 5 部隊移動通知
 - ⑤ 要請要綱別記様式 6-8 知事（北海道） → 長官
- 6 部隊移動通知
 - ⑥ 要請要綱別記様式 6-9 長官 → 知事・市町村長（応援）

【北海道消防応援活動調整本部を設置する場合の例】



※印の指揮支援隊長は、次の消防本部が担当する計画となっており、派遣(出動)先は調整本部で決定する。

- ・ 仙台市消防局
- ・ 東京消防庁
- ・ 横浜市消防局
- ・ 千葉市消防局
- ・ 新潟市消防局

報 告 書

(要請側消防本部記載欄) 要 請 側 消 防 本 部		消 防 本 部
災 害 の 発 生 日 時	年 月 日 時 分	
災 害 の 発 生 場 所		
災 害 の 種 別		
災 害 の 状 況 (現況・拡大予想)		
被 害 の 状 況		
活 動 概 要		
応 援 の 状 況		
参 考 事 項		

災 害 情 報

(要請側消防本部記載欄) 道 () 地区代表消防機関 様	年 月 日 消防本部
災 害 情 報 を 連 絡 し ま す 。 TEL - - FAX - - 担当者 []	
発信時間 [時 分]	
(地区代表消防機関記載欄) 道 () 地区内消防本部 様	
災 害 情 報 連 絡 TEL - - FAX - - 担当者 []	道 () 地区代表消防機関
発信時間 [時 分]	
(総括代表消防機関記載欄) 総括代表消防機関 様	
災 害 情 報 連 絡 TEL - - FAX - - 担当者 []	道 () 地区代表消防機関
発信時間 [時 分]	
(地区代表消防機関記載欄) 道 () 地区内消防本部 様	
災 害 情 報 連 絡 TEL - - FAX - - 担当者 []	道 () 地区代表消防機関
発信時間 [時 分]	

第2章 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請しもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおりと区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応

援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
- ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項
- 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知
- (1) 応援側市町村の消防長は、前項広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知
- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続きについては、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは、「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を要請側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合は、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を通知するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 9 要請手続の特例
- 要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによるいとまがないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。」
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出場中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項について変更があった場合にも同様とする。ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、

応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。

(4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続き等の細部事項については、別に定める。